

第3期度会町 子ども・子育て支援事業計画

令和7年度▶▶令和11年度



みんなで見守り育み、自然とともに
わたらいっ子



令和7年3月
度会町

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 「持続可能な開発目標（SDGs）」と子育てについて.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画策定の方法.....	4
6 計画の対象.....	7
第2章 度会町を取り巻く現状.....	8
1 統計データからみる度会町の現状.....	8
2 アンケート調査の結果.....	13
3 課題.....	26
第3章 計画の基本的な考え方.....	27
1 計画の基本理念.....	27
2 子育て支援の推進において踏まえるべき視点.....	28
3 計画の基本目標.....	29
4 施策の体系.....	30
第4章 計画における具体的な方策.....	31
1 誰ひとり取り残さない切れ目のない支援体制の確立.....	31
2 生きる力を育む教育・保育の環境づくり.....	34
3 地域も一緒に子育てを支える仕組みづくり.....	38

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .. 42

- 1 量の見込みと確保方策の考え方 42
- 2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育 45
- 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項 48
- 4 町内保育所の整備について 48
- 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策 49

第6章 計画の推進に向けて..... 65

- 1 計画の推進体制 65
- 2 計画の進捗管理 65
- 3 「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえた進捗方策 66
- 4 「放課後児童対策パッケージ」の推進について 67

資料編 68

- 1 用語解説 68
- 2 度会町子ども・子育て会議条例 71
- 3 度会町子ども子育て会議委員名簿 73
- 4 策定経過 73



第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものとしています。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

度会町（以下、本町という）では、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、令和2年3月に「第2期度会町子ども・子育て支援事業計画」（以下、第2期計画という）を策定し、子育てに関する取組を総合的に推進してきました。

このたび、第2期計画が令和6年度で計画期間が満了となることに伴い、国等の動向や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「第3期度会町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定しました。

2 「持続可能な開発目標（SDGs）」と子育てについて

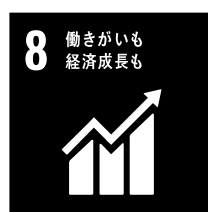
「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、2015年に国連において採択された、すべての国がその実現に向けて目指すべき目標のことです。「誰一人として取り残さない」ことを基本理念として掲げており、貧困撲滅や差別解消、環境と調和した都市整備など、17の分野別目標が掲げられています。

これらの目標は、地方自治体のまちづくりにおいても踏まえるべきテーマであり、本町では、以下の基本目標の実現を子育て分野において目指していきます。

【子育て分野における取り組みとSDGsの対応】



経済的に困窮している世帯への支援の実施



ワーク・ライフ・バランスの向上も視野に入れた、子育てと就労の両立



親子の健康維持のための医療・福祉体制の整備及び公平な利用促進



ユニバーサルデザインの視点に立った、子どもや妊婦にもやさしい住環境



「生きる力」を育むための、地域特性を生かした教育の平等な提供



児童虐待など、子どもがその権利を不当に侵害されることの防止



性別によらない、男女共同の子育ての推進

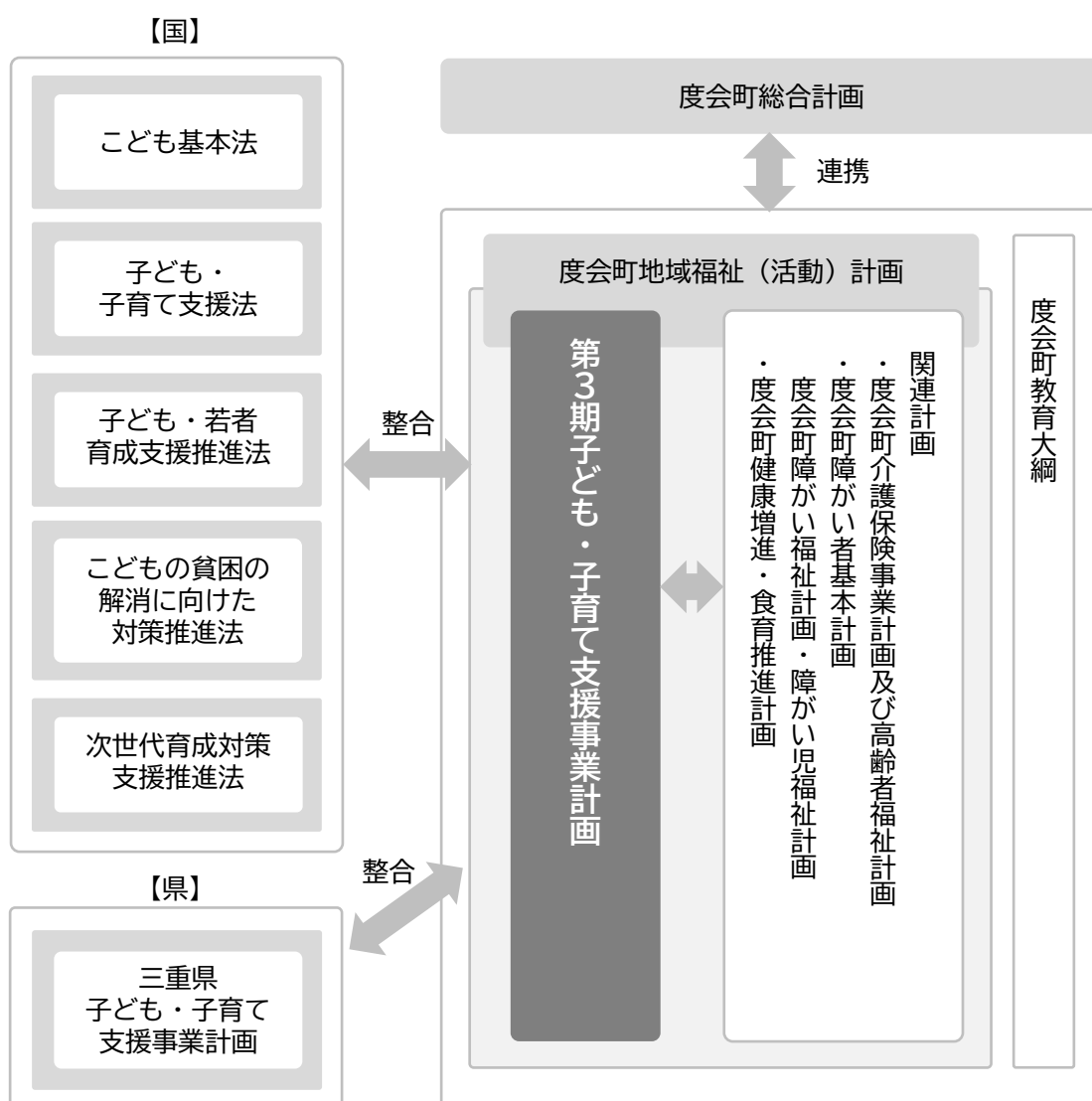


家庭・地域・保育所・学校・関係機関・行政の連携と協働による子育て施策推進

3 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条の規定に基づく「こども計画」であり、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当します。また、「次世代育成支援対策推進法」第8条の規定に基づく「次世代育成支援対策行動計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条の規定に基づく「子どもの貧困対策推進計画」を包含するものとします。

また、本計画は、国や三重県の子育て支援に関連する計画や、本町の最上位計画である「度会町総合計画」をはじめ、子どもとまちづくりに関する上位計画や関連計画との整合・連携を図るものとします。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとしします。

計画期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画	第3期度会町子ども・子育て支援事業計画					次期計画

5 計画策定の方法

(1) 「度会町子ども・子育て会議」における審議

計画策定にあたっては、「度会町子ども・子育て会議」において、各種調査の実施内容や結果、計画内容などを検討しました。

(2) ニーズ調査の実施（7月）

就学前児童または小学生のいる世帯の生活状況やニーズ等を把握するために、ニーズ調査を実施しました。

(3) 中学生ワークショップの実施（10月）

① 実施概要

・ 実施目的

本計画に子どもから意見を取り入れ、反映させるためワークショップを実施しました。

・ 開催日程・場所

日程：令和6年10月29日（火）13時30分から16時30分

会場：度会中学校 体育館

・ 参加者

度会中学校3年の生徒の 63 名（2 クラスから参加）

クラス	人数
3 年 A 組	32 名
3 年 B 組	31 名
合計	63 名

・ テーマ

テーマ①「度会町の好きなところ」

テーマ②「子どもにとってどんなまちが住みやすいか」

テーマ③「自分たちの将来について考えよう」

1. 仕事について 2. 結婚について 3. 子育てについて
4. 暮らしについて 5. 健康について

② 意見の内容

テーマ①「度会町の好きなところ」について

- ・ 自然豊かで野生動物や綺麗な川、星空、そして新鮮な空気などが住民をリフレッシュさせるという意見が挙げられました。
- ・ 静かで過ごしやすく、ポイ捨てが少なく清掃活動が行われる環境はとても住みやすいという意見も挙げられていました。
- ・ 治安が良く住民同士の交流が深い地域性も特徴として挙げられていました。
- ・ 図書館や公園、プールなど充実した施設があることも特徴として挙げられました。

テーマ②「子どもたちにとってどんなまちが住みやすいか？」について

- ・ 遊び場や娯楽施設が充実していること、安全対策が施された交通網があること、公共交通機関が発達していること、生活必需品が買える場所が多いこと、医療施設が整備されていること等の意見が挙げられました。
- ・ 温かい地域の人々がいて安心して暮らせる環境を求める声も挙げられていました。
- ・ 総じて、空気がきれいで自然が多く、さらに、交通の便が良く、便利な施設やショップが近くにあることが、子どもたちにとって理想的な住みやすいまちという意見が目立つ結果となりました。

テーマ③「自分たちの将来について考えよう」「1. 仕事について」

- ・ 理想的な仕事にはいくつかの重要な要素があることが挙げられました。例えば、ボーナスが多く高収入であることや、育児手当や介護手当が支給されること、休日出勤がないこと、週に2～3日の休みがあること等です。

- ・ 仕事の種類としては、公務員、役場勤務などが求められていました。安定しており、やりがいのあることがその理由でした。
- ・ 職場環境についても大切であると述べられていました。優しい上司やハラスメントが少ない環境、残業代が支給されることが理想として挙げられていました。これらの要素が揃った職場で、好きなことや得意なことを仕事にできることが求められていました。

テーマ③「自分たちの将来について考えよう」「2. 結婚について」

- ・ 愛を伝え合い、自分の好きな人と毎日一緒に過ごせる幸せが得られることなどが、結婚の良さとして挙げられていました。また、子どもが生まれ、家庭を築くことで支え合える存在が増え、老後の孤独も避けられるという意見がありました。
- ・ 収入が増え、安心感が得られることも重要であるとの意見がありました。
- ・ 一方で、他人と一緒に暮らすストレスや、家庭を守る責任、自由が制限されることなどの意見も挙げられ、自由に趣味を楽しみたい人や、一人の時間を大切にしたい人にとっては、結婚が不自由に感じられるという意見も挙げられました。

テーマ③「自分たちの将来について考えよう」「3. 子育てについて」

- ・ 経済的な負担を軽減するために、給食や学費・交通費の無料化、高校までの教育費無償化、医療費の無償化や補助を求める声が多くありました。
- ・ 男女ともに育児休暇を取りやすくし、共働き家庭でも安心して子育てができる環境が必要であることが重要であるとの意見が挙げられました。
- ・ 病院やベビー用品店が近くにあり、手軽に利用できることで安心して子育てができるという意見がありました。
- ・ 子どもと一緒に運動できる施設や自然と触れ合える環境も重要という意見がありました。
- ・ 障がいがあっても皆と同じ生活ができるバリアフリー環境や、国際交流の機会があることも重要であると述べられていました。

テーマ③「自分たちの将来について考えよう」「4. 暮らしについて」

- ・ お金に困らない健康的な生活を送り、広くて快適な家に住むことを求める声がありました。また、日当たりが良く、趣味を楽しめる環境が整っている家が理想的で、近くにスーパーやジム、病院などの施設があり、交通の便が良いことも重要だと述べられていました。

- ・ 地域の絆が強く、防災対策がしっかりしている場所で安全に暮らせること、移動が楽で快適な生活環境が整っていること、必要なものがすぐに手に入る便利な場所に住むことも大切であると述べられました。
- ・ 犯罪が少なく静かな地域で、家の近くに駅やスーパーがあるとさらに理想的という意見が挙げられました。

テーマ③「自分たちの将来について考えよう」「5. 健康について」

- ・ 誰でも気軽に献血ができる環境や、運動しやすい施設の整備が求められていました。町民体育館を利用して高齢者の健康を維持することや、栄養バランスの取れた食事を提供する場所の設置も必要であると述べられていました。
- ・ 町の運動会やマラソン大会を開催し、地域全体での健康促進が図られることが重要であるとの意見が述べられていました。また、病院や保健施設を充実することで、健康管理がよりしやすくなるという意見が挙げられました。
- ・ 個人レベルでは、生活習慣病について学ぶことや、食生活の見直し、適切な運動、禁煙や禁酒などの健康維持が重要であると述べられていました。また、地域全体でのゴミ拾いや運動促進の呼びかけも、町民の健康を支える大切な要素であるという意見が挙げられました。

(4) パブリックコメントの実施（1月）

計画策定にあたっては、ホームページなどにおいて計画案を公表し、住民の皆さんの考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

6 計画の対象

本計画は子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく市町村計画、青少年に関する施策を併せ持った内容であるため、計画の対象は、出生前からおおむね30歳未満の子どもやその家庭及び青少年を対象とします。

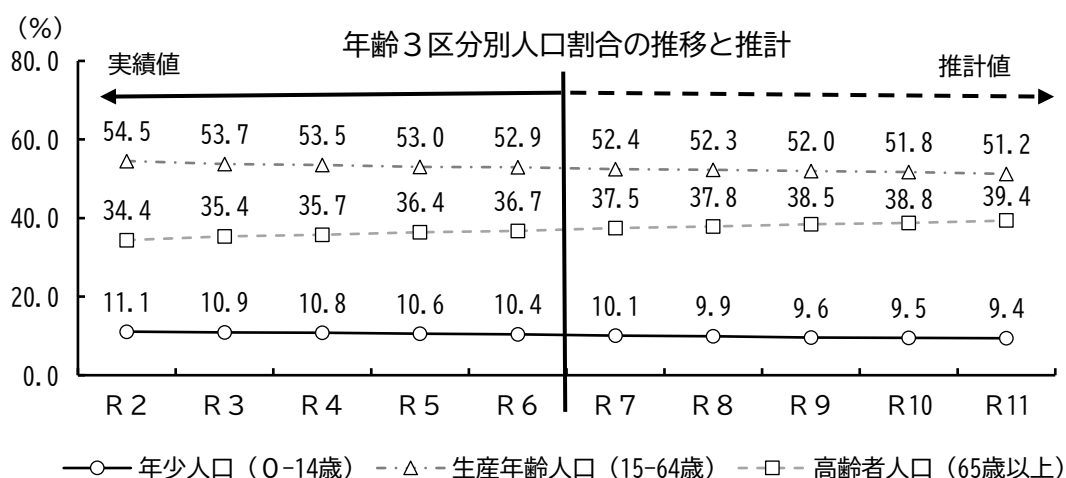
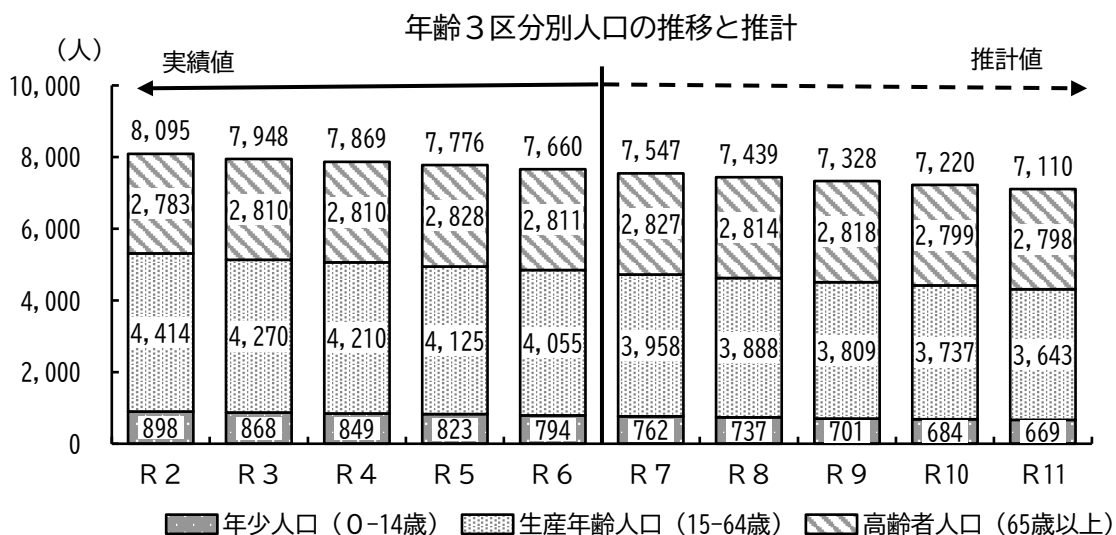
第2章

度会町を取り巻く現状

1 統計データからみる度会町の現状

(1) 総人口の推移と推計

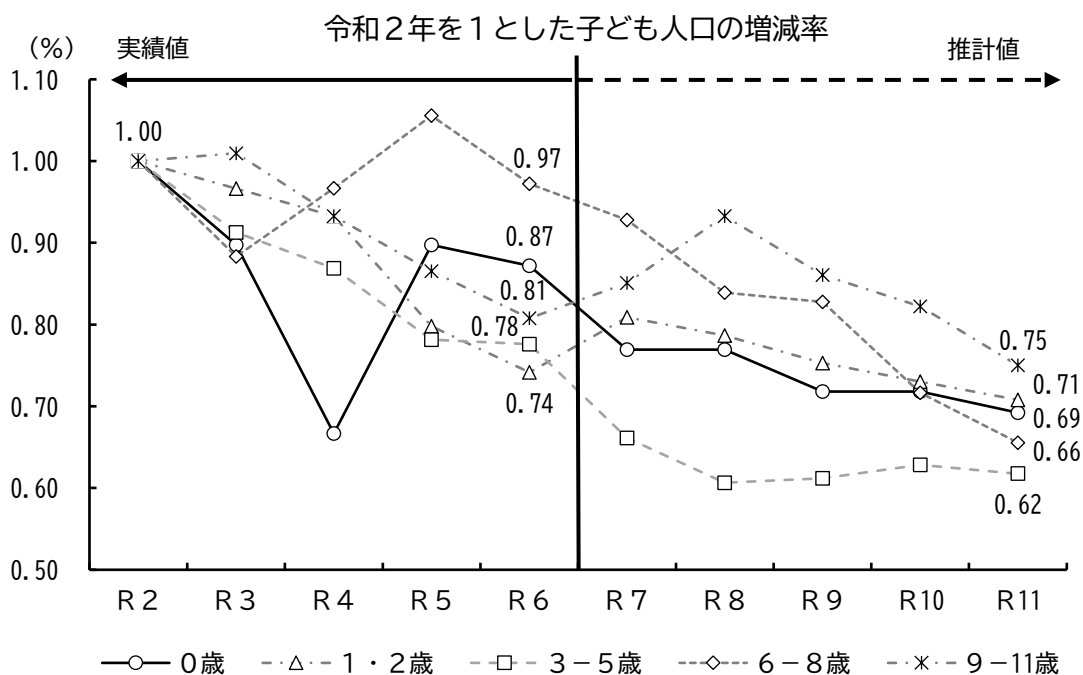
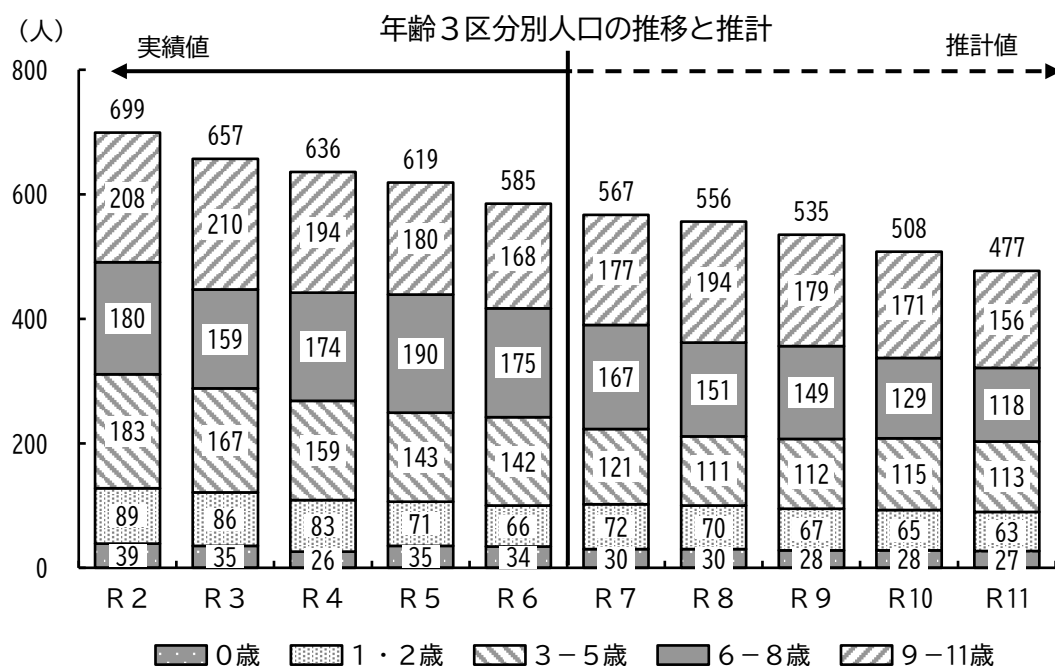
本町の総人口は減少傾向で推移しており、本計画最終年である令和11年時点では7,110人となる予想です。また、年齢3区分別人口割合については、年少人口と生産年齢人口が減少傾向で推移していくことが予測される一方で、高齢者人口は増加し続ける予測となっています。



資料：度会町住民基本台帳（各年4月1日時点）

(2) 子ども人口の推移と推計

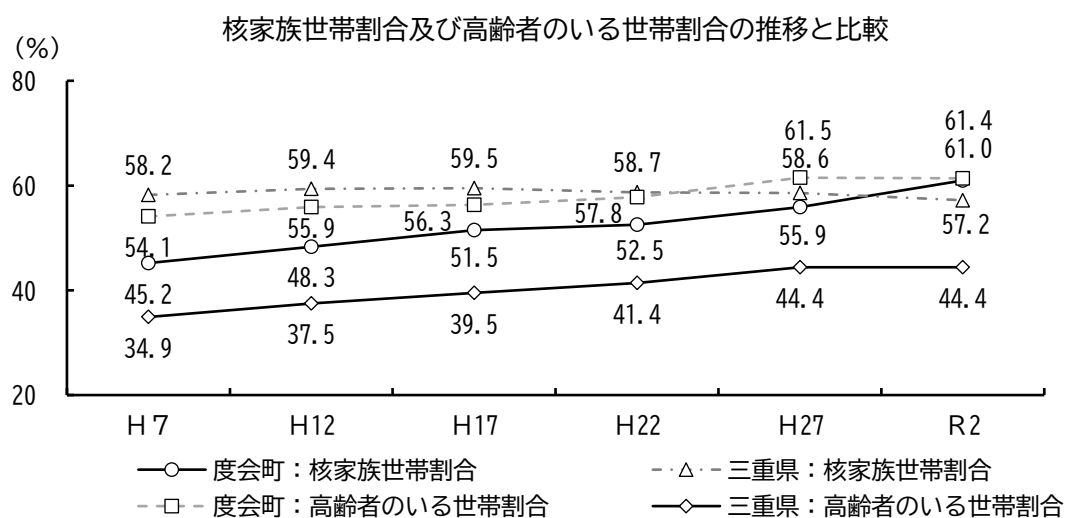
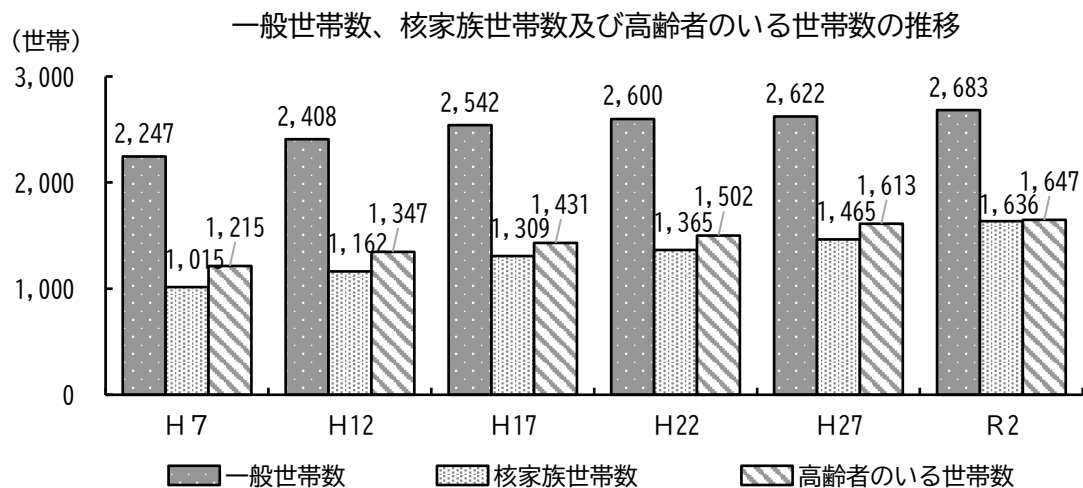
0～11歳の子ども人口は、継続的な減少傾向が続いています。計画最終年である令和11年時点では子ども人口は477人となる予想で、年齢別でみた場合、すべての年齢層が、令和2年と比べて6割から7割程度まで減少する見込みとなっています。



資料：度会町住民基本台帳（各年4月1日時点）

(3) 世帯の状況

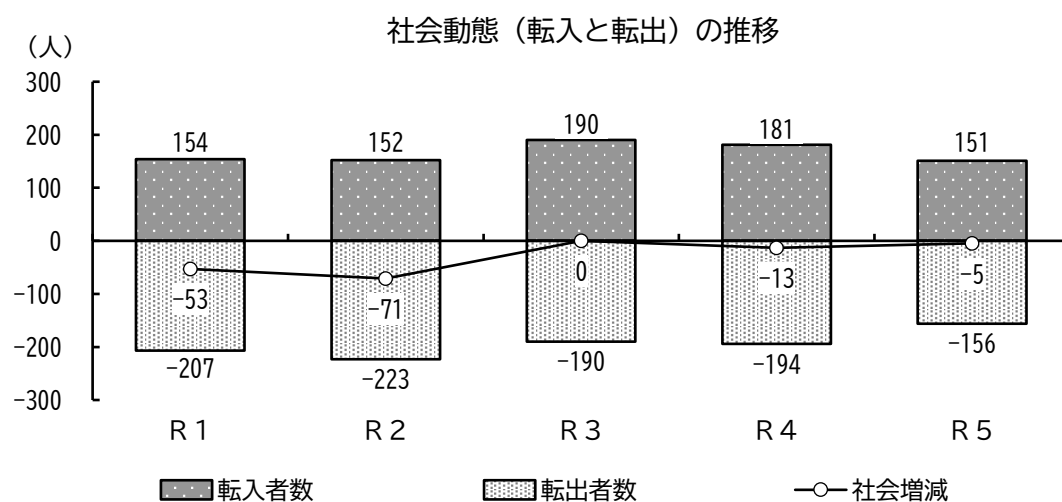
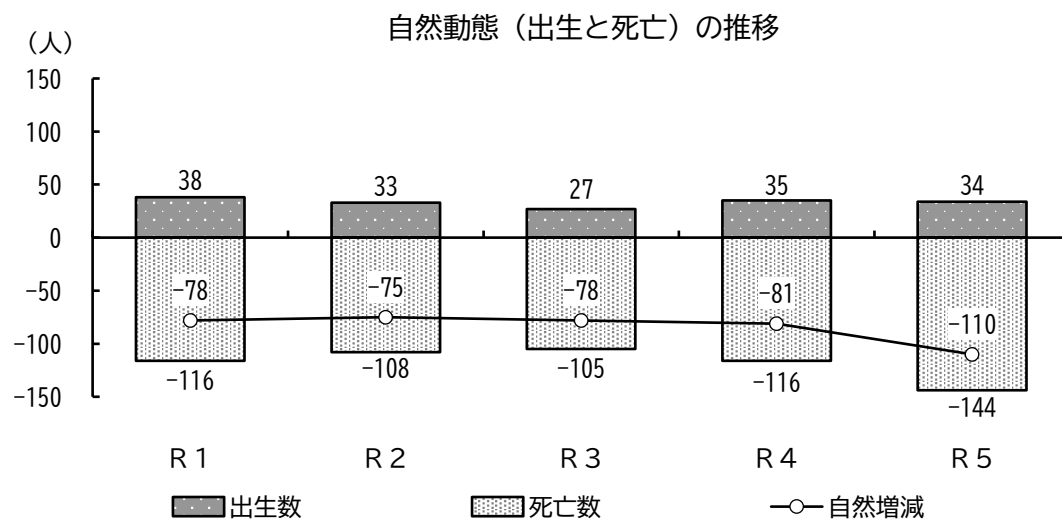
核家族世帯数、高齢者のいる世帯数はともに増加傾向にあります。一般世帯数に占める割合を三重県と比較した場合、核家族世帯割合は令和2年に県より高くなり、高齢者のいる世帯割合は県を大きく上回っています。



資料：国勢調査

(4) 人口動態の状況

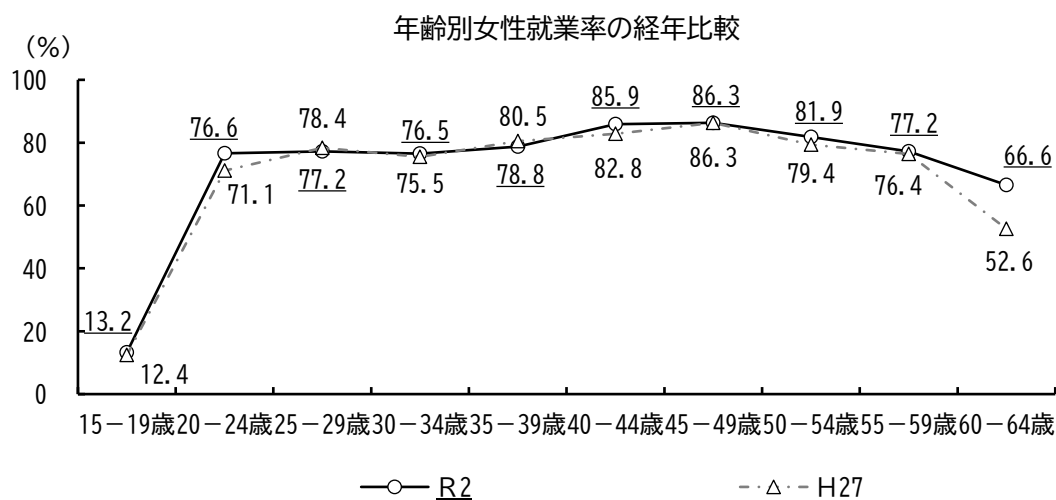
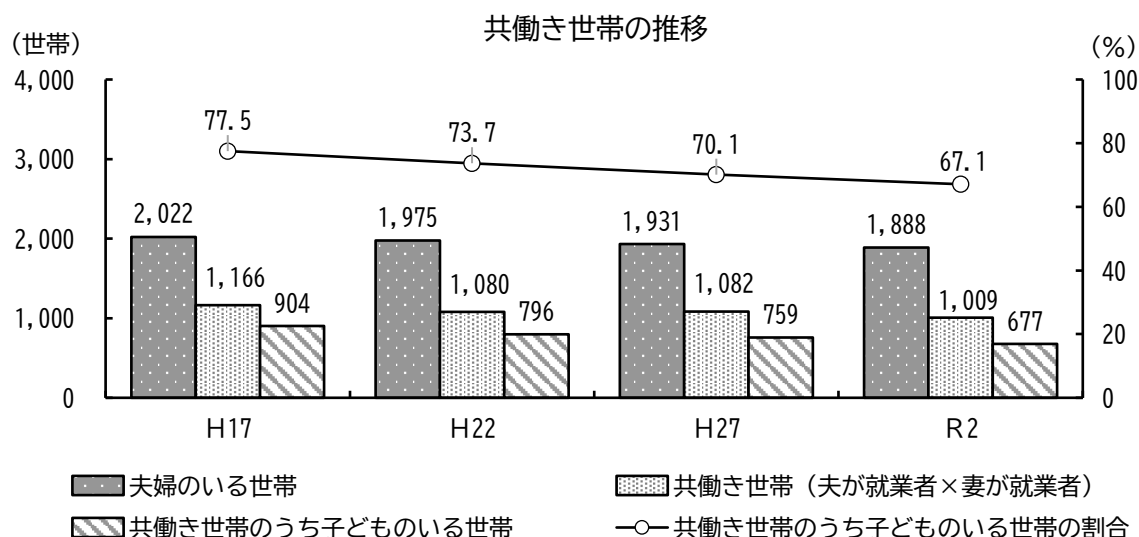
本町の自然動態は、死亡数が出生数を上回っており、自然増減はマイナスで推移しています。また、社会動態については、転出者数が転入者数を上回っており、社会増減もマイナスで推移しています。



資料：度会町住民生活課

(5) 就業の状況

夫婦のいる世帯のうち、共働き世帯については、近年は減少傾向で推移していますが、そのうちの子どものいる世帯は減少傾向にあります。また、本町における女性就業率をみると、30～34歳で就業率が若干低くなっていますが、令和2年時点の就業率はほとんどの年齢層において平成27年時点を上回っています。



資料：国勢調査

2 アンケート調査の結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

子ども・子育て支援法に基づき、2025年度から2029年度までを計画期間とする「度会町第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定の基礎資料として、調査を実施しました。

② 調査対象

就学前保護者：就学前のお子さんがある世帯の保護者の方

小学生保護者：小学生のお子さんがある世帯の保護者の方

③ 調査期間

令和6年7月3日～令和6年7月16日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前保護者	240通	214通	89.2%
小学生保護者	330通	326通	98.8%

⑥ 調査結果の表示方法

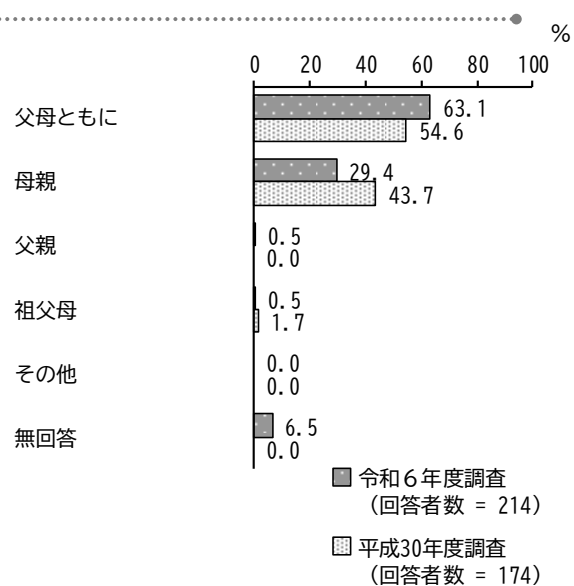
- ・回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

(2) 子育てを主に行っている方

【就学前保護者】

「父母ともに」の割合が63.1%と最も高く、次いで「母親」の割合が29.4%となっています。

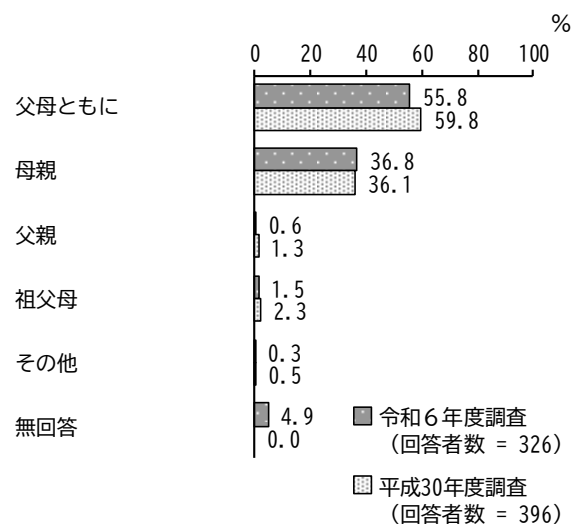
平成30年度調査と比較すると、「父母ともに」の割合が増加しています。一方、「母親」の割合が減少しています。



【小学生保護者】

「父母ともに」の割合が55.8%と最も高く、次いで「母親」の割合が36.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



<子育てを楽しんでいるか別>

子育てを楽しんでいるか別にみると、つらいと感じることの方が多いで「母親」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数 (件)	父母ともに	母親	父親	祖父母	その他	無回答
全 体	326	55.8	36.8	0.6	1.5	0.3	4.9
楽しいと感じることの方が多い	169	62.7	30.2	—	—	0.6	6.5
楽しいと感じることと、つらいと感じることが同じくらいある	122	49.2	42.6	1.6	2.5	—	4.1
つらいと感じることの方が多い	14	14.3	78.6	—	7.1	—	—
その他	3	—	100.0	—	—	—	—
わからない	8	75.0	25.0	—	—	—	—

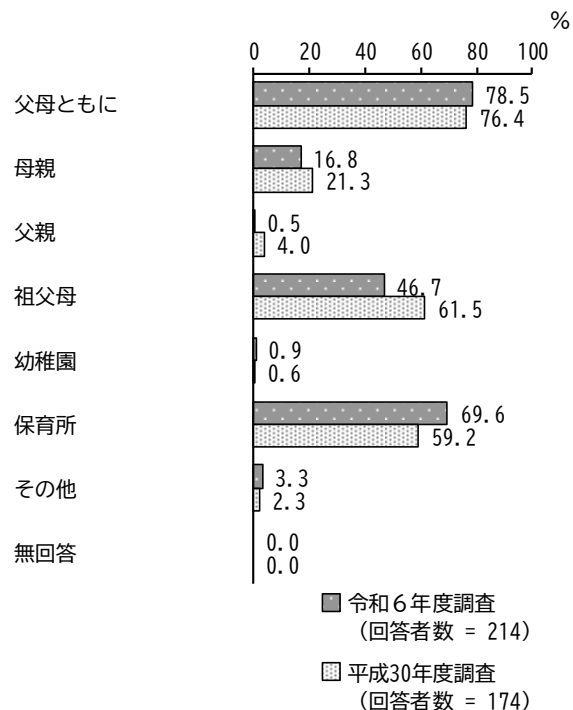
(3) 子育てをサポートしてくれる環境

① 子育てに日常的に関わっている方あるいは施設

【就学前保護者】

「父母ともに」の割合が78.5%と最も高く、次いで「保育所」の割合が69.6%、「祖父母」の割合が46.7%となっています。

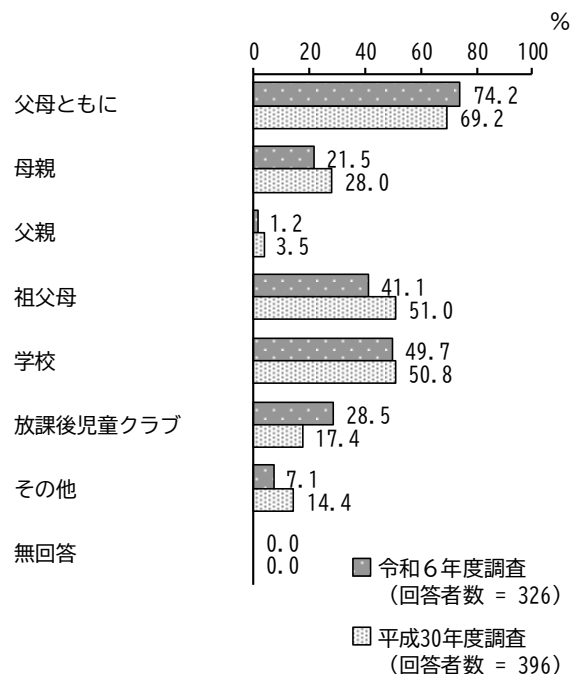
平成30年度調査と比較すると、「保育所」の割合が増加しています。一方、「祖父母」の割合が減少しています。



【小学生保護者】

「父母ともに」の割合が74.2%と最も高く、次いで「学校」の割合が49.7%、「祖父母」の割合が41.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ」の割合が増加しています。一方、「母親」「祖父母」の割合が減少しています。

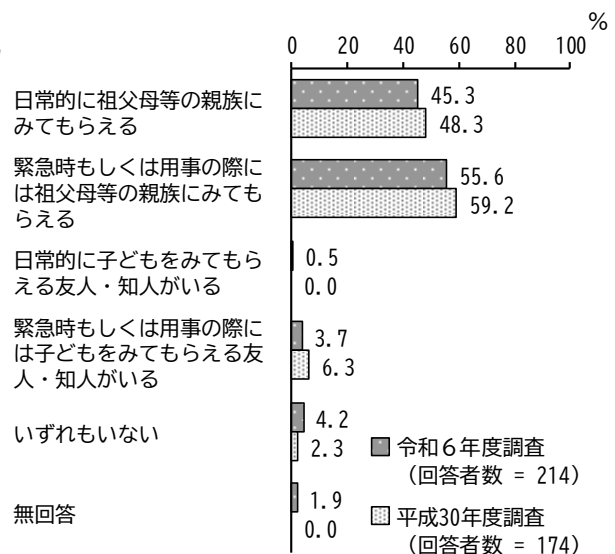


② 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人

【就学前保護者】

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が55.6%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が45.3%となっています。

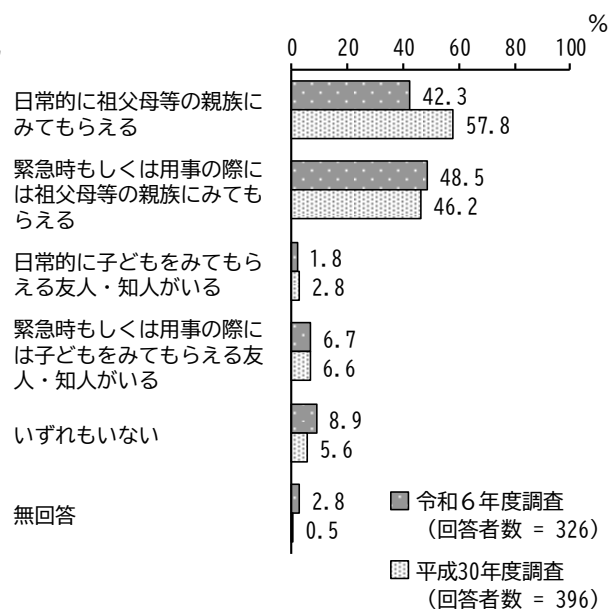
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



【小学生保護者】

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が48.5%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が42.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少しています。



(4) 子育てに関する相談先について

【就学前保護者】

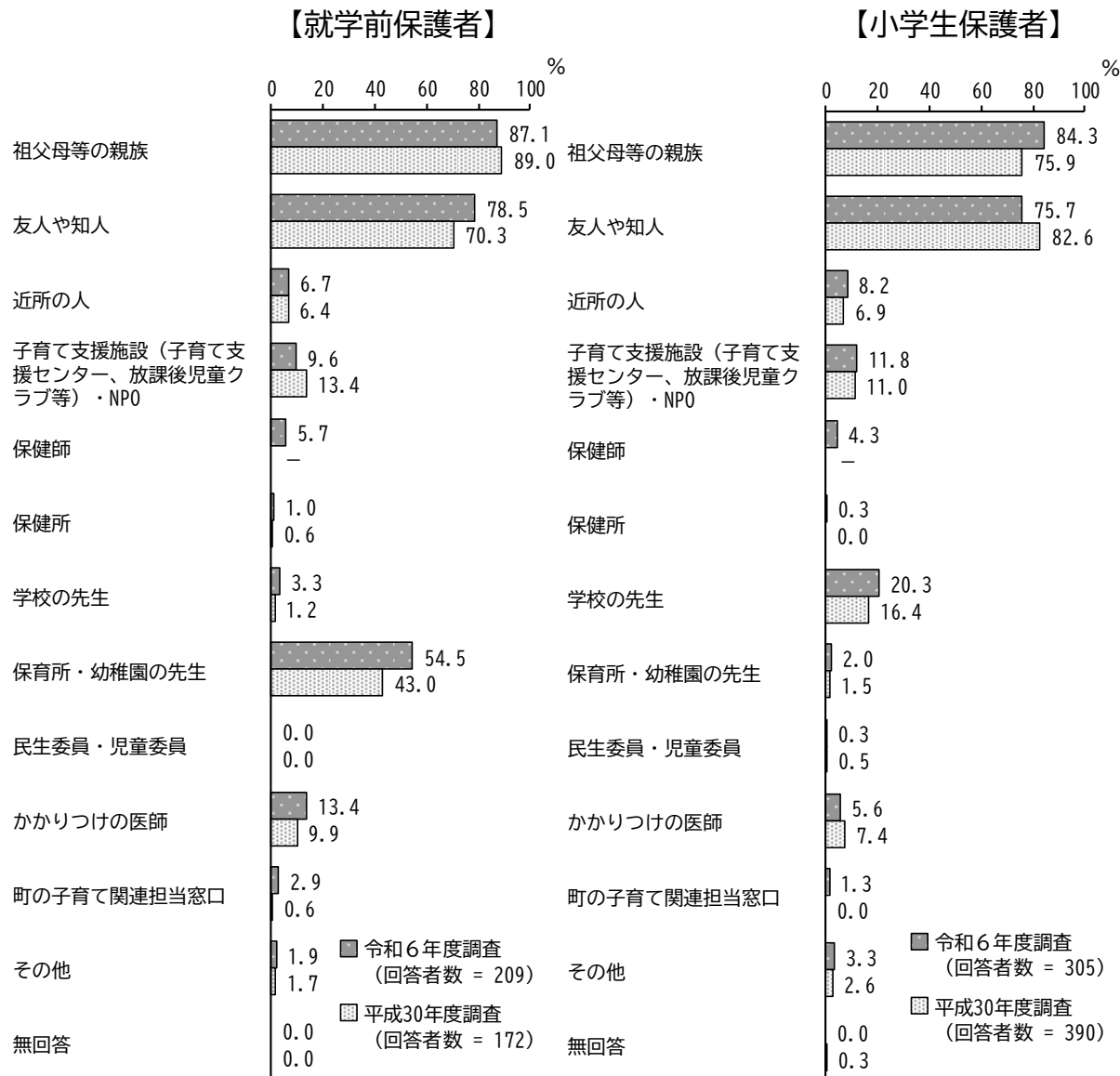
「祖父母等の親族」の割合が87.1%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が78.5%、「保育所・幼稚園の先生」の割合が54.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「友人や知人」「保育所・幼稚園の先生」の割合が増加しています。

【小学生保護者】

「祖父母等の親族」の割合が84.3%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が75.7%、「学校の先生」の割合が20.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「祖父母等の親族」の割合が増加しています。一方、「友人や知人」の割合が減少しています。



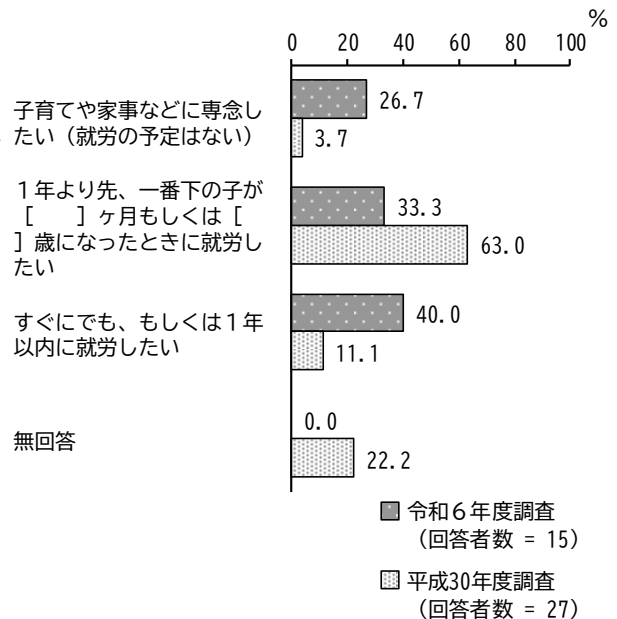
(5) 保護者の働き方について

① 未就労の母親の就労希望開始時期

【就学前保護者】

「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が40.0%と最も高く、次いで「1年より先」の割合が33.3%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が26.7%となっています。

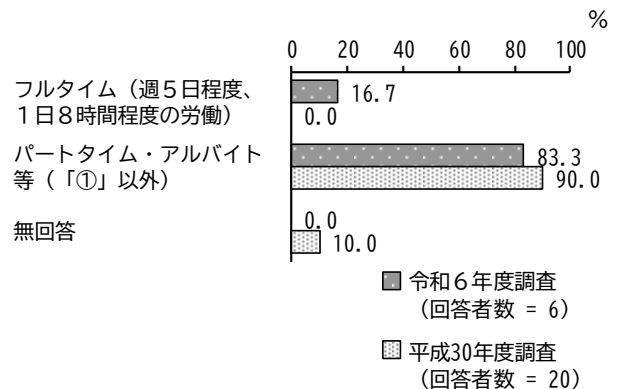
平成30年度調査と比較すると、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が増加しています。一方、「1年より先」の割合が減少しています。



※「1年より先」は、調査票における「1年より先、一番下の子が [] ヶ月もしくは [] 歳になったときに就労したい」の選択肢を選んだ方の結果となりますが、上記コメントでは省略して記載しています。

<希望する就労形態>

「フルタイム（週5日程度、1日8時間程度の労働）」が1件、「パートタイム・アルバイト等（「①」以外）」が5件となっています。



※前回調査では、「フルタイム（週5日程度、1日8時間程度の労働）」の選択肢は「フルタイム」となっていました。

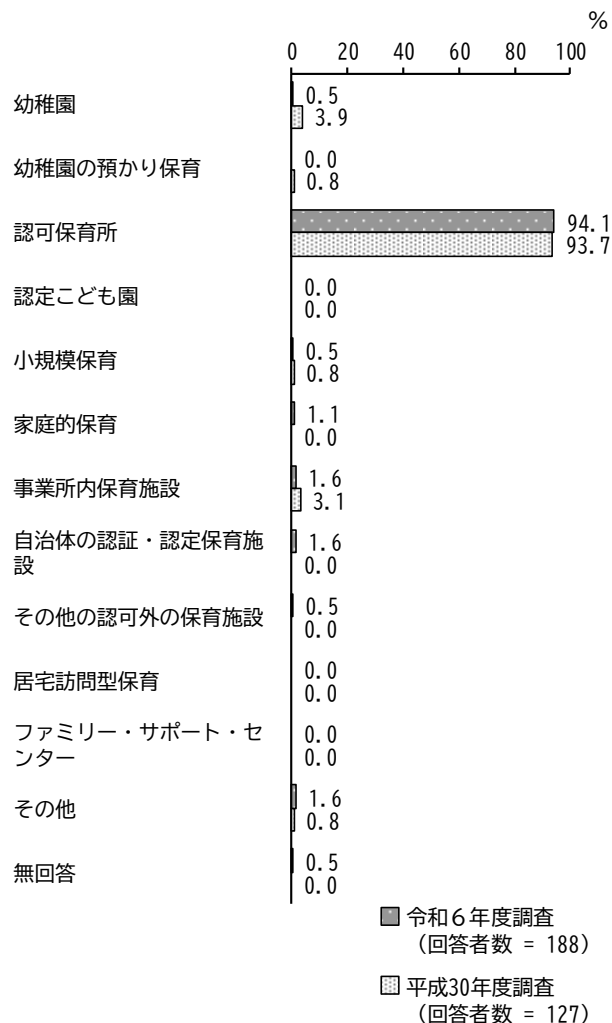
※前回調査では、「パートタイム・アルバイト等（「①」以外）」の選択肢は「パートタイム・アルバイト等」となっていました。

(6) 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

【就学前保護者】

「認可保育所」の割合が94.1%と最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



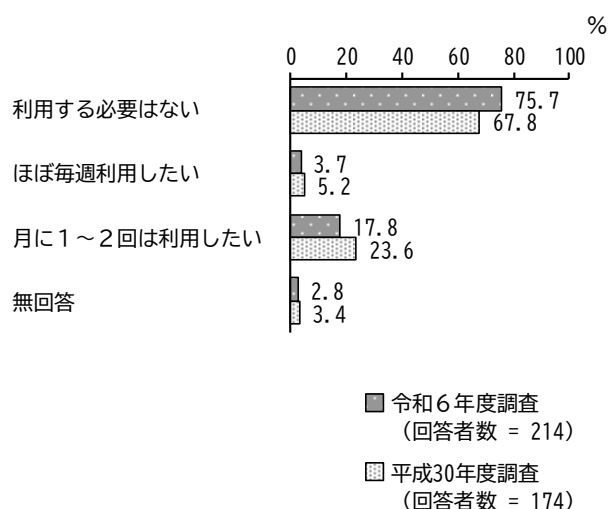
(7) 土曜・休日等の定期的な教育・保育事業の利用希望について

① 土曜日

【就学前保護者】

「利用する必要はない」の割合が75.7%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」の割合が17.8%となっています。

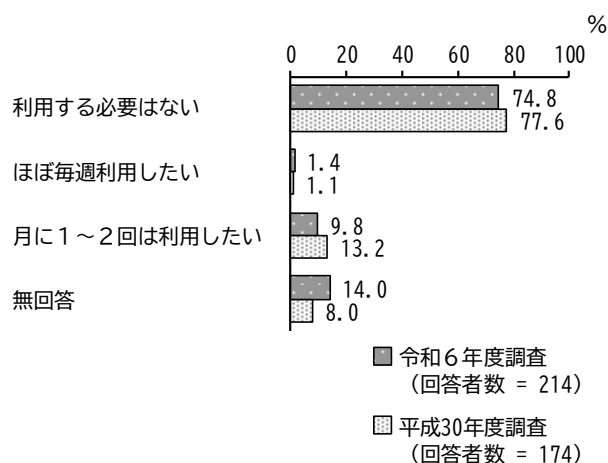
平成30年度調査と比較すると、「利用する必要はない」の割合が増加しています。一方、「月に1～2回は利用したい」の割合が減少しています。



② 日曜日・祝日

「利用する必要はない」の割合が74.8%と最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

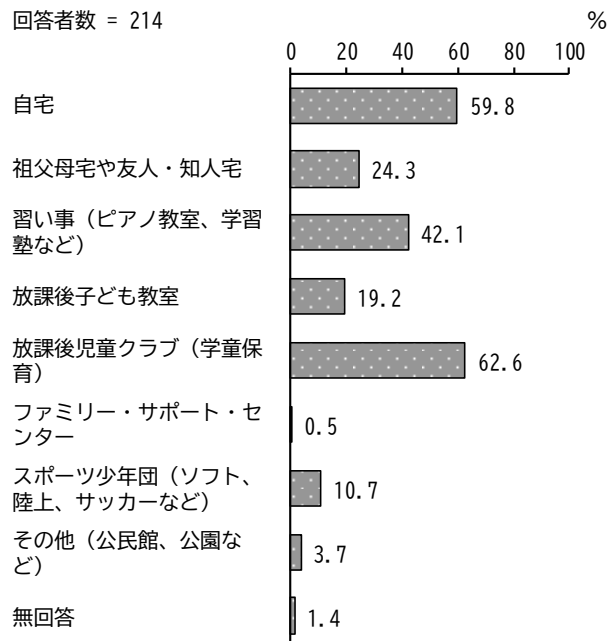


(8) 小学生になったときの放課後の過ごし方について

【就学前保護者】

「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が62.6%と最も高く、次いで「自宅」の割合が59.8%、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」の割合が42.1%となっています。

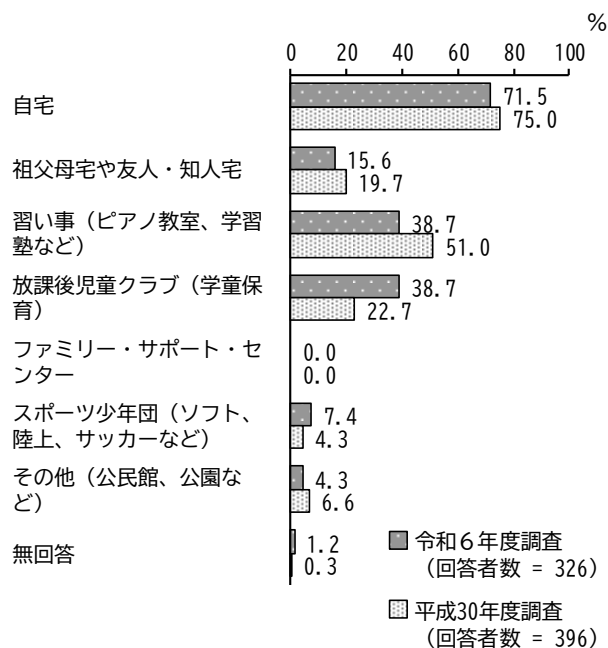
回答者数 = 214



【小学生保護者】

「自宅」の割合が71.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が38.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が増加しています。一方、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」の割合が減少しています。



※前回調査では、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」の選択肢は「習い事」、「放課後児童クラブ（学童保育）」の選択肢は「放課後児童クラブ」、「スポーツ少年団（ソフト、陸上、サッカーなど）」の選択肢は「スポーツ少年団」、「その他（公民館、公園など）」の選択肢は「その他」となっていました。

(9) 仕事と育児の両立について

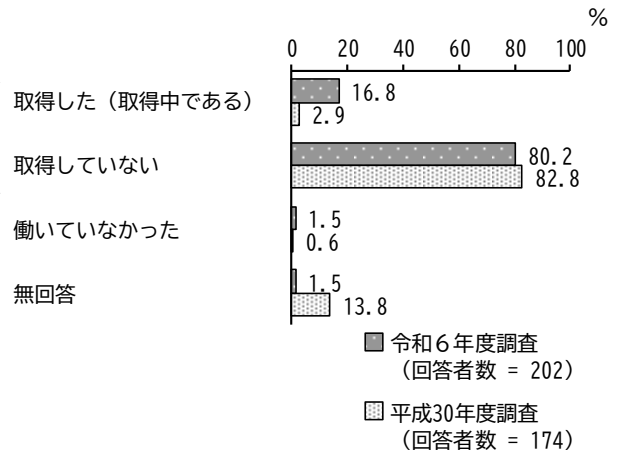
① 育児休業の取得状況

【就学前保護者】

<父親>

「取得していない」の割合が80.2%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が16.8%となっています。

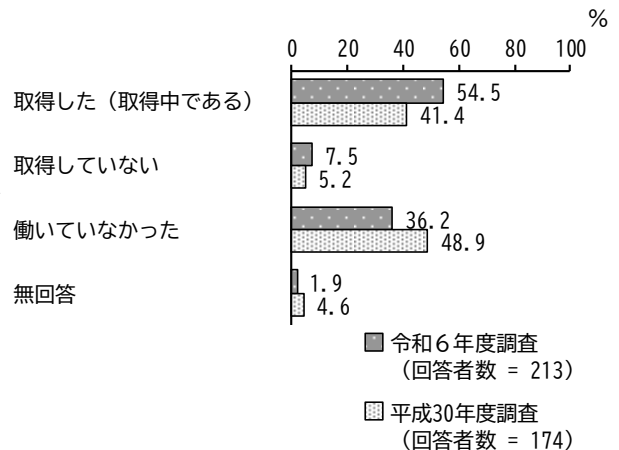
平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。



<母親>

「取得した（取得中である）」の割合が54.5%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が36.2%となっています。

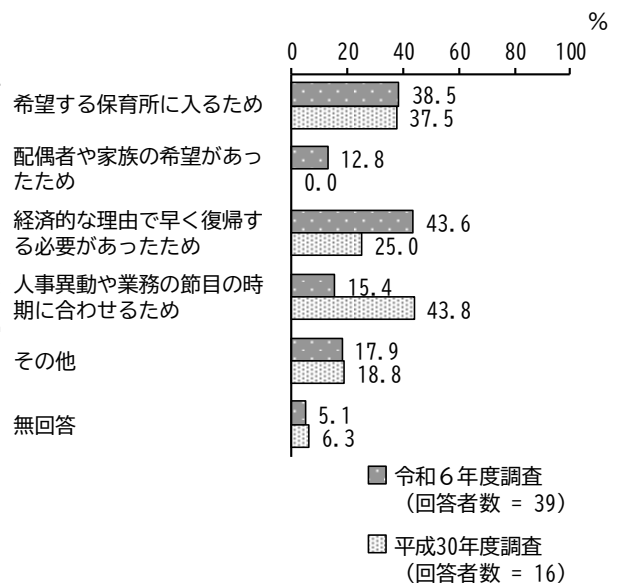
平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



<母親の希望より早く復帰した理由>

「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」の割合が43.6%と最も高く、次いで「希望する保育所に入るため」の割合が38.5%、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」の割合が15.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「配偶者や家族の希望があったため」「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」の割合が増加しています。一方、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」の割合が減少しています。



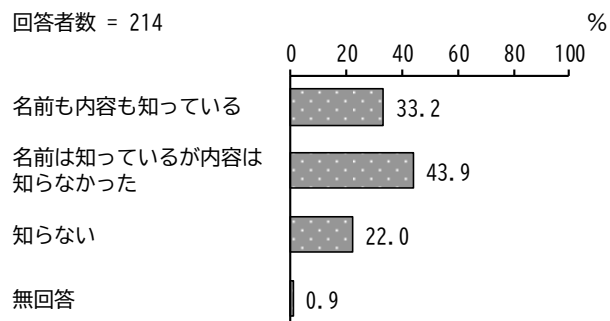
(10) こどもの権利について

① こどもの権利の認知度

【就学前保護者】

「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が43.9%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が33.2%、「知らない」の割合が22.0%となっています。

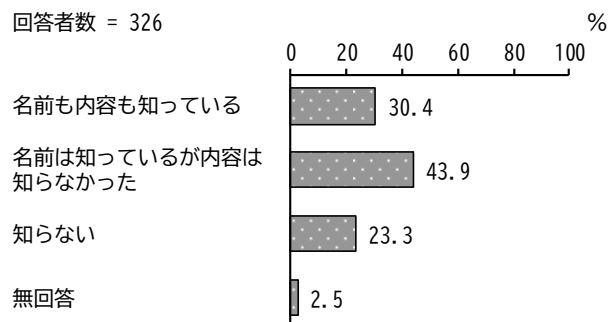
回答者数 = 214



【小学生保護者】

「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が43.9%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が30.4%、「知らない」の割合が23.3%となっています。

回答者数 = 326



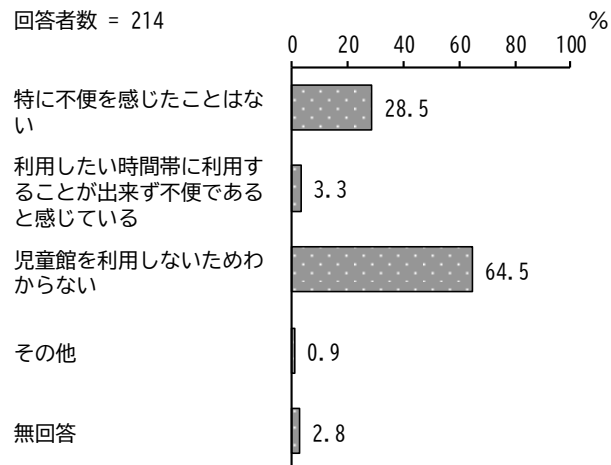
(11) 度会町の子育てについて

① 児童館の利用可能時間について

【就学前保護者】

「児童館を利用しないためわからない」の割合が64.5%と最も高く、次いで「特に不便を感じたことはない」の割合が28.5%となっています。

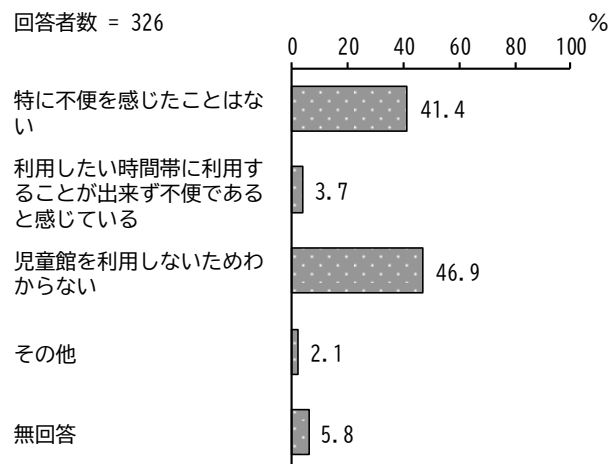
回答者数 = 214



【小学生保護者】

「児童館を利用しないためわからない」の割合が46.9%と最も高く、次いで「特に不便を感じたことはない」の割合が41.4%となっています。

回答者数 = 326

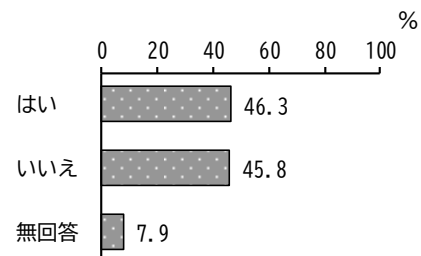


② こども誰でも通園制度の利用希望

【就学前保護者】

「はい」の割合が46.3%、「いいえ」の割合が45.8%となっています。

回答者数 = 214

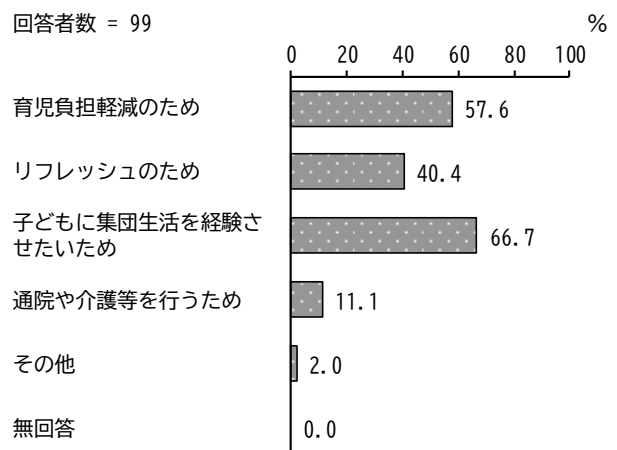


③ こども誰でも通園制度を利用したい理由

【就学前保護者】

「子どもに集団生活を経験させたいため」の割合が66.7%と最も高く、次いで「育児負担軽減のため」の割合が57.6%、「リフレッシュのため」の割合が40.4%となっています。

回答者数 = 99

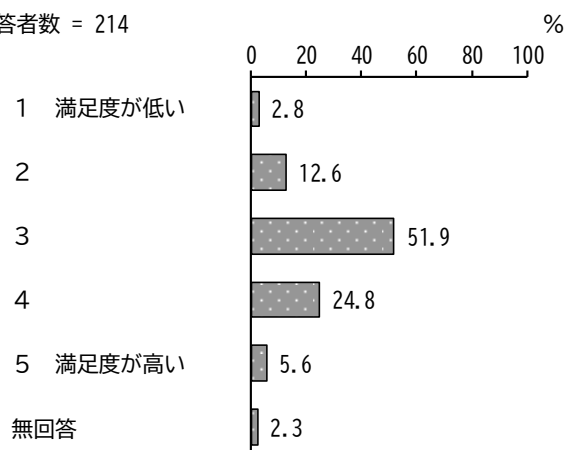


④ 度会町における子育ての環境や支援への満足度

【就学前保護者】

「3」の割合が51.9%と最も高く、次いで「4」の割合が24.8%、「2」の割合が12.6%となっています。

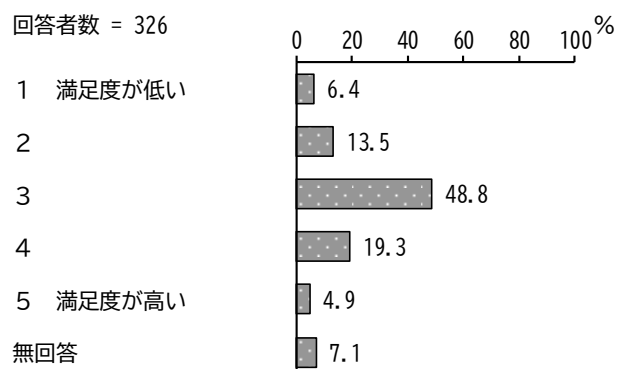
回答者数 = 214



【小学生保護者】

「3」の割合が48.8%と最も高く、次いで「4」の割合が19.3%、「2」の割合が13.5%となっています。

回答者数 = 326



3 課題

基本目標1 切れ目のない子育て支援体制の充実

未就学児童保護者のアンケート調査では、子育てに日常的に関わっている方、施設について、「父母ともに」の割合が78.5%と最も高く、次いで「保育所」の割合が69.6%、「祖父母」の割合が46.7%となっています。また、小学生保護者のアンケート調査では、「父母ともに」の割合が74.2%と最も高く、次いで「学校」の割合が49.7%、「祖父母」の割合が41.1%となっています。

母親だけでなく父親も育児に参加している家庭が多くなっていることから、男性に対しても育児休暇の取得を推進していくなど、仕事と育児を両立できるような環境づくりが重要となります。

基本目標2 生きる力を育む教育・保育の環境づくり

未就学児童保護者のアンケート調査では、小学生になったときの放課後の過ごし方について「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が62.6%と最も高く、次いで「自宅」の割合が59.8%、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」の割合が42.1%となっています。また、小学生保護者のアンケート調査では、現在の放課後の過ごし方について「自宅」の割合が71.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が38.7%となっています。

放課後児童クラブ（学童保育）について、希望と現実で2割ほど差があることから、施設の整備や人員の確保等、利用したい人が利用できる体制の確保が重要となります。

基本目標3 地域も一緒に子育てを支える仕組みづくり

未就学児童保護者のアンケート調査では、子育てをサポートしてくれる環境について、「祖父母等の親族」の割合が87.1%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が78.5%となっています。また、小学生保護者のアンケート調査では、「祖父母等の親族」の割合が84.3%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が75.7%となっています。

今後も、家庭、学校、地域等が連携して、様々な学びの機会を得られるよう支援し、地域ぐるみで子どもを育てる教育環境の整備に取り組みます。

基本目標4 誰ひとり取り残さない支援体制の確立

未就学児童保護者のアンケート調査では、児童館の利用可能時間について、「児童館を利用しないためわからない」の割合が64.5%と最も高く、次いで「特に不便を感じたことはない」の割合が28.5%となっています。また、小学生保護者のアンケート調査では、「児童館を利用しないためわからない」の割合が46.9%と最も高く、次いで「特に不便を感じたことはない」の割合が41.4%となっています。

今後、児童館を気軽に利用できるよう情報を提供することが重要です。

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

町では、「第7次度会町総合計画」において、「みらい わたらい わかち愛 ～想いはぐくみ、幸せつなぐまち～」を将来像として掲げています。この将来像の実現に向けて、「まち全体が一丸となり、切れ目のない支援体制を強化させることによって、親子を支えることのできるまちをめざします」「不安なく子育てできる環境を整えていくことで、子育てに喜びを感じられるまちをめざします」「子どもの健やかな発達を促すため、子どもの目線に立った 安全安心の環境が整えられたまちをめざします」等を目標とし、母子保健や子育て支援の充実、子どもが安心して学ぶことのできる環境づくりを進めています。

また、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、子ども・若者が自立した個人として位置づけられており、子ども・若者の権利の擁護が図られることや、ひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができることが重要であるとされています。「こども大綱」では、これらが達成された社会を「こどもまんなか社会」として、その実現を目指すことがうたわれています。

本計画では、「第2期度会町子ども・子育て支援事業計画」の理念である「まちのみんなで見守り育てる 子どもたちが輝くまち わたらい ～「お互いさま」で支え合い、自然とともに育つわたらいっ子」を引き継ぐとともに、総合計画の方針やこども大綱の理念を踏まえ、「みんなで見守り育み、自然とともに わたらいっ子」を基本理念といたします。

【 基 本 理 念 】

みんなで見守り育み、自然とともに わたらいっ子

2 子育て支援の推進において踏まえるべき視点

基本理念を実現するため、子育て支援の推進において踏まえるべき視点は、次のとおりです。

(1) 健やかな子どもの成長を第一に考え、親が子育てを通じて喜びを感じられる環境を整える（ライフステージを通じた重要事項）

子どもが健やかに成長するためには、親が子育てを通じて喜びを感じられる環境づくりが重要です。親が子育てを楽しみ、喜びを感じられる場を提供することで、親子の絆が深まり、子どもの情緒的な安定を促進します。また、地域社会が協力し、子育てに対する理解を深めることで、親同士のネットワークも強化され、理解し合えるコミュニティの形成により健やかな子どもの育成につなげていきます。

(2) ライフステージに沿った子育て支援に取り組む（ライフステージ別の重要事項）

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの子どもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、子どもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

そのため、子どもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していきます。

(3) さまざまな主体が協力し合い地域資源を活かした地域ぐるみの子育て支援を進める（子育て当事者への支援に関する重要事項）

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のために重要です。

そのため、行政、学校、地域団体、企業などが連携し、それぞれの資源や知恵を活かして、子どもとその家庭を支える環境を整えます。

3 計画の基本目標

(1) 誰ひとり取り残さない切れ目のない支援体制の確立

まちの将来を担う子ども・若者の成長と自立を支えるため、あらゆる世代の子育て不安に対応できる体制の強化に取り組みます。また、障がい等の配慮を要する子どもへのサポートを充実するとともに、ヤングケアラー等の今日的な課題への取組も推進します。

さらに、子ども・若者の権利が脅かされることのないように、児童虐待については未然防止、早期発見・早期対応に努めます。同時に、子ども・若者の成長がその育った環境によって制限されることのないよう、経済的に困窮している世帯への支援も充実させます。

そのほか、今日、若年の方であっても心身の健康問題が生じていることを踏まえ、子ども・若者の健康維持やこころのケアにも取り組んでいきます。

(2) 生きる力を育む教育・保育の環境づくり

子どもの幸せな将来の実現に向け、ライフステージに応じた子どもとその家庭への支援を充実します。そのために、安心して出産や子育てができるための支援体制の強化や、教育・保育サービスの充実に取り組みます。

同時に、幼児教育や学校教育の質の向上も図り、子どもたちが健やかに、生きる力を育んでいくことができる環境づくりに取り組んでいきます。

また、学童期・思春期の居場所づくりの推進や青少年健全育成の推進に取り組むことで、子どものウェルビーイングや健全性に配慮した教育体制の強化に努めます。

(3) 地域も一緒に子育てを支える仕組みづくり

子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てしやすい環境づくりを行うため、家庭・地域・行政が連携して、地域ぐるみで子どもを育てていくための環境を整備します。そのために、地域における子育て支援活動の促進や、地域全体で子どもを支えるための体制づくりを推進していきます。

さらに、すべての子どもとその保護者にとって住みやすいまちを実現するために、防犯や防災といった観点から子どもたちが安心して暮らしていけるまちづくりを行うことや、子育てや教育に関する経済的負担の軽減、ひとり親家庭への支援に取り組みます。

4 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 視点 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向 〕

みんなで見守り育み、自然とともに
わたらいっ子

1
健康やかな子どもの成長を第一に
考え、親が子育てを通じて喜び
を感じられる環境を整える（ラ
イフステージを通じた重要事
項）

1 誰ひとり
取り残さ
ない切れ
目のない
支援体制
の確立

- (1) あらゆる世代の子育て不安
に対応できる体制の強化
- (2) 配慮を要する子どもへの
サポートの充実
- (3) 児童虐待防止対策の充実
- (4) 経済的に困窮している
世帯への支援の充実
- (5) 子ども・若者の心身の
健康やこころのケアの充実

2
ライフステージに沿った子育て
支援に取り組む（ライフステー
ジ別の重要事項）

2 生きる力
を育む教
育・保育
の環境づ
くり

- (1) 親子の健康を維持する
ための支援体制の強化
- (2) 多様な教育・保育サービ
スの充実
- (3) 幼児教育・学校教育の質の
向上
- (4) 学童期・思春期の居場所
づくり
- (5) 青少年健全育成の推進

3
さまざまな主体が協力し合い地域資源を
活かした地域ぐるみの子育て支援を進め
る（子育て当事者への支援に関する重要
事項）

3 地域も一
緒に子育
てを支え
る仕組み
づくり

- (1) 保護者にも優しい子育て
環境づくりの推進
- (2) 地域における子育て
支援活動の促進
- (3) 地域全体で子どもを支える
体制づくり
- (4) 地域と連携した、安心安全
の環境づくり
- (5) 子育てや教育に関する
経済的負担の軽減
- (6) ひとり親家庭への支援

第4章

計画における具体的な方策

1 誰ひとり取り残さない切れ目のない支援体制の確立

(1) あらゆる世代の子育て不安に対応できる体制の強化

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につながることで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

【取組】

事業名	内容	担当課
こども家庭センターを中心とした支援体制の充実	妊娠届を予約制にすることで、妊娠届出時から保健師が妊娠、出産、育児等に関する相談等に対応します。また、関係機関と連携して、各種制度の活用や橋渡しをスムーズに行うための母子保健コーディネーターを配置します。	保健こども課
子育てに関する情報提供および相談の充実	町広報紙やホームページ、子育て情報誌「わたっこ通信」を通じて、各種健診・教室や、イベントの開催など子育てに関する情報を発信します。また、子育て支援に関する相談業務を行います。	保健こども課 みらい安心課
子育てに関する講座や教室、イベントの開催	子育てに役立つ知識の習得や親子の関係づくりの手助け、さまざまな世代との交流などを目的として、子育て支援センター事業での講演会や子育て講座、子育て支援教室の開催に加え、休日を利用したイベントの実施などに取り組みます。	保健こども課 産業振興課

(2) 配慮を要する子どもへのサポートの充実

障がいや発達の特徴を早期に発見・把握し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援・サービスにつなげていくとともに、子どもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めます。

【取組】

事業名	内容	担当課
障がいに対する理解の促進	特別支援教育の啓発の推進と、障がいのある児童・生徒に対する正しい認識と理解を促進します。また、障がいのある子どもが地域社会の様々な場に参加し、地域社会とともに育つための支援を行います。	保健こども課 教育委員会
障がいのある児童の保育	専門機関の指導を受けながら、個別支援計画を作成し、実施しています。 ※加配保育士等の配置あり	保健こども課
相談支援や訪問を通じた早期発見と早期療育	出生後、早期の家庭訪問により、すべての乳児の発育・発達を確認するとともに、健康診査や各種子育て教室等において子どもの発育・発達を確認し、障がいの早期発見・早期療育につながるよう支援します。また、障がいのある子どもとその保護者へ、個別のニーズに応じた相談支援を行います。	保健こども課
子どもの発達支援ネットワーク事業	子どもの発達支援事業（保育所巡回指導、個別支援計画への立案から評価、学校への引き継ぎ会、研修会など）の実施により、個々に応じた一貫した切れ目ない発達支援が提供できる体制を整えます。	保健こども課 教育委員会
外国にゆかりのある児童への支援	外国にゆかりのある児童が、言語や文化的背景を理由として、適切に教育・保育を受けられないという事がないよう、関係部署と連携して支援方を検討します。	保健こども課

(3) 児童虐待防止対策の充実

要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

【取組】

事業名	内容	担当課
要保護児童等対策地域協議会	児童虐待防止ネットワークを構築し、児童の保護を目的として協議会（代表者、実務者、個別ケース検討会議）を設置、運営をしています。	保健こども課

事業名	内容	担当課
児童虐待防止のための見守り支援	児童虐待防止にかかる見守り支援を行います。	保健こども課 教育委員会
町人権教育推進協議会	人権啓発の中の「児童の権利」について、町広報紙に掲載します。	教育委員会

(4) 経済的に困窮している世帯への支援の充実

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
各種手当・助成の実施	子育て世帯の経済的負担を軽減するために、児童手当の給付や子ども医療費助成の実施などを行います。	保健こども課 税務住民課
就学援助制度	児童・生徒が小中学校へ就学するにあたり、経済的な理由により、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費などの費用にお困りの家庭に対して、費用の一部を町が援助する制度です。	教育委員会

(5) 子ども・若者の心身の健康やこころのケアの充実

子ども・若者が、自らの発達程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
教育相談	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、こころの相談員や県のスクールカウンセラーが対面で受け付けます。仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行います。	教育委員会
メンタルパートナー養成	地域で健康づくりや福祉に関する活動を行っている団体のメンバー等に対し、メンタルパートナー養成講座の開催を検討し、こころの健康づくりや自殺対策について理解を深めるなど住民の心のケアに努めます。	保健こども課

2 生きる力を育む教育・保育の環境づくり

(1) 親子の健康を維持するための支援体制の強化

引き続き、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援をきめ細かく実施するとともに、乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、乳幼児健診等を推進します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
出産前・出産後の充実したサポート体制の確立	安心できる妊娠と出産を実現するために、妊婦の健康管理や保健指導、妊婦健康教育を実施するとともに、ハイリスク妊婦等に対しては、医療機関をはじめとした関係機関と連携し対応します。また、出産後も産婦健康診査や乳幼児健康診査、乳児家庭への訪問を行い、養育者の育児不安の軽減や、子どもの発育・発達のための寄り添った支援を行います。＜実施事業例：妊婦健診、乳幼児健診など＞	保健こども課
健やかな成長のための支援の充実	子どもの健やかな発育・発達に向けて、育児相談や子ども相談・言語相談などを実施するとともに、各種育児教室において健康に関連する情報提供を行います。また、乳幼児から児童・生徒の口腔の健康づくりを目的として、歯科検診やフッ素塗布、フッ化物洗口を実施するとともに、歯科衛生士等による歯科保健教室を開催します。＜実施事業例：育児相談、子ども相談、言語相談など＞	保健こども課
食育の推進・地産地消の活用	健全な食生活を営む能力を身につけられるよう、各種食育教室を開催します。また、食育ネットワーク会議を開催し、役場や保育所、栄養教諭の連携を通じて食育の強化を図ります。加えて、三重県や度会町内における農林水産物を学校給食や保育所給食の献立として活用することで、地産地消と食育を一体的に進めていきます。	保健こども課 教育委員会 産業振興課
医療的なサポートを通じた健康の確立	小児救急医療体制の整備と周知に取り組むとともに、特定不妊治療を受ける際の一部費用を負担します。また、思春期の保健対策として、外部講師を招いた性教育や生徒との個別懇談を実施します。	保健こども課 教育委員会

(2) 多様な教育・保育サービスの充実

今後も、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、利用者の希望を把握しながら、事業内容の拡充を検討するとともに、円滑な運営に努めます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
質の高い保育サービスの提供に向けた体制の充実	認可保育所で保育を実施するほか、地域の実情に応じて地域型保育給付による保育サービスの提供を検討していきます。また、研修の参加を通じた保育士の資質向上や、保護者のライフスタイルに応じた保育の実施など、度会町で暮らす子どもに質の高い保育を提供するための取り組みを進めていきます。	保健こども課
一時預かり保育事業	保護者のリフレッシュや冠婚葬祭、就労等の理由で一時的に児童を預かるサービスを実施します。令和6年度時点では、町内に受け入れ体制は整備されていませんが、計画期間中の整備を目指し、検討を進めていきます。	保健こども課
子育て短期入所生活援助（ショートステイ）事業	保護者が疾病、疲労その他の身体上や精神上的の理由、出産・冠婚葬祭などの理由により、家庭で子どもを養育することができない場合の緊急措置として、一時的に子どもを児童養護施設にて預かる事業を実施します（原則一週間以内）。	保健こども課
放課後における子どもの居場所づくりの推進	保護者が就労等により日中家庭にいない小学生児童を対象として、放課後の居場所の提供や学習支援を実施し、児童の健全な育成を図ることを目的として、寺子屋と題し料理教室やプログラミング教室を開催したり、度会町放課後児童クラブを運営するなど、子どもが安心して過ごせる場を提供していきます。	保健こども課 教育委員会
利用者支援事業	子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	保健こども課

(3) 幼児教育・学校教育の質の向上

保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者など子どもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供を推進し、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域および関係機関が連携して支援します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
保育・幼児教育の充実	集団生活の中で主体的な遊び・学びができる環境を提供します。また、子ども一人ひとりの発達・個性に合わせた人間形成と、社会で生きるための基礎を育成します。	保健こども課
地域と連携した教育環境づくり	地域や社会に開かれた学校づくりを目的として、保護者や地域の方々の意見を伺う機会づくりや、学校や家庭、地域が連携した学校運営を実現するための体制の整備を進めていきます。また、小中学生が地域の多世代と交流できる機会の確保や、校外学習を通じた郷土愛を育む教育にも取り組みます。	教育委員会
安心して教育を受け ることができる体制 の充実	児童・生徒の学校または生活における悩みや不安に対応するために、スクールカウンセラーや特別支援コーディネーターを設置し、相談による指導や助言を行っていきます。また、家庭や地域における児童養育支援として、相談員による電話や面談での相談も実施します。	教育委員会
学力向上に向けた取 組みの実施	町内小中学生の学力向上を目的として、学力調査や少人数授業の実施、小中での一貫した教育に向けた指導、読書週間の定着に向けた取り組みなどを進めていきます。	教育委員会
さまざまな体験学習 の機会の提供	町内小中学生を対象として、福祉体験教室や町内企業での体験学習、町内保育所での実習や職場体験学習を実施します。	教育委員会

(4) 学童期・思春期の居場所づくり

すでに子どもの居場所となっている児童館、公園やグラウンド、公民館や図書室などの社会教育施設などについても、子どもにとってよりよい居場所となるよう充実を図ります。

【取組】

事業名	内容	担当課
子どもの居場所づくりの推進	「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づき、子どもが安心して遊び、暮らし、学ぶことができ、自分らしくいられる居場所づくりを推進します。	保健こども課
放課後児童クラブ利用児童に対する開放	放課後児童クラブを利用する児童に対して、長期休暇期間に小学校の体育館を開放します。現時点では5年生までが対象となっていますが、今後、状況に応じて対象学年の拡大を検討していきます。	保健こども課

(5) 青少年健全育成の推進

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、子育て支援団体や青少年の健全育成支援を行うとともに、事業者による子育て支援を推進します。

【取組】

事業名	内容	担当課
地域における青少年健全育成に向けた活動の促進	住民主体の青少年育成に向けた会議の開催や、非行防止のための地域パトロールなどを通じて、青少年の健全な育成に資する地域環境づくりを進めていきます。	教育委員会
悪質な情報からの子どもの保護	インターネットやSNSなどで発信されている性的に偏った情報や悪質な犯罪行為につながる情報等に子どもが惑わされないよう、インターネットやSNS、携帯電話等の危険性やその対策等についての啓発を行います。	教育委員会
スポーツ活動を通じた青少年の健全育成	青少年が心身ともに健やかに成長するために、総合型スポーツクラブなど、スポーツ活動に取り組める環境の充実を図ります。また、スポーツ指導者の育成やスポーツ活動の場の提供などを通じて、スポーツ活動の活性化を図ります。	教育委員会

3 地域も一緒に子育てを支える仕組みづくり

(1) 保護者にも優しい子育て環境づくりの推進

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、町民や事業主に対する意識啓発や支援を進めていきます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方の情報の提供及び相談	ワーク・ライフ・バランスに関する事業、施設などの情報提供及び相談業務を行います。	総務課
産前産後休業、育児休業制度等の普及啓発	産前産後休業、育児休業等の取得促進に向けて、労働局と連携しながら労働者や企業に普及啓発を行うとともに、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。	総務課
多様な働き方の実現	子どもを持つ親が、子育てに配慮して多様な働き方を選択できるよう、企業や社会に対して、在宅勤務やフレックスタイム、時間短縮等の制度の導入を啓発します。	総務課

(2) 地域における子育て支援活動の促進

家庭、地域、関係機関が連携して、情報提供や学習や活動の場を充実し、子育て家庭を支援します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
ネットワークの構築	地域の人材や関係団体、行政がチームを組んでさまざまな対応ができるようにネットワークの構築を図ります。	保健こども課
子育てボランティアの養成と支援	子育て経験者や子育て支援に意欲のある方を、子育て支援の人材として養成します。また、子育てボランティアの会が活動できる場の提供やイベントでの支援を行います。	保健こども課

(3) 地域全体で子どもを支える体制づくり

地域社会全体で子育て家庭を支援するため、様々な取組を推進します。また、家庭教育支援チームの普及を図り、保護者に寄り添いながら、子どもの健全な成長を支える環境づくりを進めます。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
交流促進に向けた場の提供	地域における交流の促進を目的として、保育所の園庭開放を実施します。また、子育て家庭が気軽に集い、仲間づくりを行うことができるよう、各地域で集うことのできる場の提供を進めていきます。	保健こども課
交流機会の提供を通じた活動の活性化	わたっこ広場など、親子が交流できる広場の内容の充実を図ります。また、わたらいキッズなどの地域住民との交流の機会を提供し、地域とのつながりの強化を進めていきます。	保健こども課 教育委員会
世代間交流の促進	町内各保育所において、民生委員・児童委員の方々と園児及びその保護者との交流を行い、保護者の方々がより相談しやすい環境を整えます。また、地域の高齢者と季節等に応じたレクリエーションによる交流会を実施することで、地域との繋がりを強化します。	保健こども課
地域が主体となったまちづくり活動の推進	誰にとっても住みよいまちとなるよう、社会福祉協議会との連携を通じてボランティア活動を促進するとともに、子どもが地域で活動するための指導者の育成支援を行います。また、町内美化活動など、地域活動の推進にも取り組みます。	保健こども課 建設水道課
ファミリー・サポート・センター事業	保育等の援助を受けたい人と行いたい人を会員とし、保育所等への送迎や一時的な預かり等、育児についての助け合いを行う事業を実施します。	保健こども課

(4) 地域と連携した、安心安全の環境づくり

警察や地域等の関係機関との連携・協力の強化を図り、子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯や防災等の教育に今後も引き続き取り組んでいきます。また、誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
防災対策の推進	防災マニュアルの作成や防災訓練の実施、自主防災組織の構築支援などを通じて、地域における防災力の向上に取り組めます。また、小中学校での防災計画を通じて、学校での定期的な避難訓練や災害訓練、防災学習を進めていきます。	教育委員会 みらい安心課
防犯対策の推進	夜間における犯罪への対策として、必要に応じて町内各所に防犯灯の設置を進めていきます。また、ボランティアによる防犯パトロールや子供を守る場所の設置、防犯委員の育成などを通じて、地域での防犯対策の促進にも取り組めます。	教育委員会 みらい安心課
交通安全対策の推進	町内における交通安全の確立するため、度会町交通安全協会の運営に取り組めます。また、交通安全に対する意識を向上させるため、街頭での安全指導や交通安全教室の開催など、啓発事業にも取り組めます。	保健こども課 教育委員会 みらい安心課
子育て世帯にやさしい都市環境づくりの推進	町内各施設において、多目的トイレや授乳施設の設置を推進します。また、新設または改修する公共施設や民間施設について、ユニバーサルデザインに基づいた施設整備を促していきます。加えて、町内での円滑な移動のために、自主運行バスの運行に取り組めます。	保健こども課 教育委員会 建設水道課 みらい安心課

(5) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施し、保護者並びに子どもの生活支援を充実します。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
各種手当・助成の実施【再掲】	子育て世帯の経済的負担を軽減するために、児童手当の給付や子ども医療費助成の実施などを行います。	保健こども課 税務住民課
就学援助制度【再掲】	児童・生徒が小中学校へ就学するにあたり、経済的な理由により、学校で必要な学用品費、給食費、修学旅行費などの費用にお困りの家庭に対して、費用の一部を町が援助する制度です。	教育委員会

(6) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対して、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。

【 取組 】

事業名	内容	担当課
ひとり親家庭の経済的負担軽減	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育されている家庭(ひとり親家庭)等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当の給付及びひとり親医療費助成を実施します。	保健こども課 税務住民課

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

※「量の見込み」とは、教育・保育事業（幼稚園や保育所）および地域子ども・子育て支援事業（一時預かりなど）の需要量（ニーズ量）を推計した値です。国の手引きを踏まえ、事業ごとに決まった単位で推計を行っており、その結果を本章に記載しています。

1 量の見込みと確保方策の考え方

（１）子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

（２）教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

※教育・保育提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、町民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはありません。

本町においては、町民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第1期計画、第2期計画ともに「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、町内全域で一つと設定していました。

本計画においても、町域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については町域全体を一つの提供区域としました。

(3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、町内全域を1区域として必要量を見込むものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定子どもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1歳、2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【 量を見込む区分 】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども（以下、3号（0歳）・3号（1歳、2歳）と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本町における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月48時間を下限時間とします。

また、本町には現在、幼稚園・認定こども園はありません。

(4) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合があります。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

(6) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込量に対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合があります。

ステップ1

～家庭タイプの算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

8つの家庭タイプがあります。

ステップ2

～潜在家庭タイプの算出～

ステップ1の家庭タイプからさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

町民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭タイプでアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭タイプ別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭タイプを掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭タイプ等に潜在家庭タイプ別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

2 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

【 概要 】

幼稚園は、教育施設として子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培うことができるように、幼児期の教育にふさわしい環境を整えるとともに、子どもの発達に応じた適切な指導を通して、質の高い教育を提供していきます。保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

【 量の見込みと確保方策 】

1号認定（主に幼稚園の利用希望）については、町内に提供体制がないため近隣他市町での利用が見込まれますが、保育ニーズの状況を踏まえて認定こども園の整備を検討します。また、3号認定（0歳）については、ニーズ量と実際の利用状況に差がみられることから、育休取得者等を考慮するため、国から示された値により調整を行った量の見込みを設定します。町内の保育所による、質の高い教育・保育サービスを提供します。

①教育に関する量の見込み

【 1号認定（3～5歳） 】

（単位：人／年）

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	①量の見込み	2	6	5	5	5	5
	②確保方策	町内	0	0	0	0	0
		町外	6	5	5	5	5
	差（②－①）		0	0	0	0	0

【 2号認定（3～5歳） 】

(単位：人／年)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	①量の見込み	0	0	0	0	0	0
	②確保方策		0	0	0	0	0
	差（②－①）		0	0	0	0	0

②保育に関する量の見込み

【 2号認定（3～5歳） 】

(単位：人／年)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	①量の見込み	135	115	106	107	110	108
	②確保方策		115	106	107	110	108
	差（②－①）		0	0	0	0	0

【 3号認定（0歳） 】

(単位：人／年)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	①量の見込み	6	8	8	8	8	7
	②確保方策		8	8	8	8	7
	差（②－①）		0	0	0	0	0

【 3号認定（1歳） 】

(単位：人／年)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	①量の見込み	18	18	17	17	16	16
	②確保方策		18	17	17	16	16
	差（②－①）		0	0	0	0	0

【 3号認定（2歳） 】

(単位：人／年)

		令和5年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	①量の見込み	27	30	30	28	28	26
	②確保方策		30	30	28	28	26
	差（②－①）		0	0	0	0	0

【 参考：保育利用率 】

(単位：人／年、％)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①0～2歳児童数	102	100	95	93	90
②3号の利用定員数	56	55	53	52	49
保育利用率（②／①）	54.9	55.0	55.8	55.9	54.4

※保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定子どもの利用定員数の割合

【 今後の方向性 】

ニーズ調査の結果を考慮するとともに、就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、各施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

- ・保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法について協議、検討していきます。
また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組推進、保幼小連携を実施します。
- ・小学校入学直後に学習に集中できない、望ましい人間関係を築くことができにくいなど、小学校生活にうまく適応できない（いわゆる小一プロブレム）子どもが増加する傾向にあるなか、幼児期の学校教育（幼稚園、保育所、認定こども園）と小学校教育が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。
- ・保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、必要な対応について検討を行います。
- ・保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等を活用していきます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

4 町内保育施設の整備について

- ・年少人口の減少により子どもたちの集団活動の実施が困難になってくる保育所については、他の保育所との統廃合を検討していきます。
- ・保育所の施設整備を行い、トイレの乾式化とオストメイトの設置等保育環境の改善を図り、保育所を利用する子どもたちが快適に安心して過ごせるよう努めていきます。
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の開始、運営に向けて、受け入れる施設の準備を整えていきます。
- ・子育て支援センターの施設整備を行い、防犯カメラの設置等子どもが安全に過ごせるよう努めていきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

- ・基本型・・・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業
- ・特定型・・・主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業
- ・こども家庭センター型・・・妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行い、心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成する事業

【 現状 】

(単位：箇所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所	1	1	1	1

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	1	1	1	1	1
確保方策 (B)	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

町役場窓口で保育サービス利用に対する相談業務、保育所入所待機児童への支援、保育サービスの情報収集・提供業務に取り組みます。

母子保健と児童福祉が一体となって、妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行います。心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施していきます。

(2) 時間外保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育所等で保育を実施する事業です。度会町では、通常の利用開始時間は午前8時からとなります。

時間外保育事業については、午前7時から8時までを受入時間としています。

町内認可保育所等で、在園児を対象に実施しており、月極利用があります。

【 現状 】

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間人数	29	31	26	24

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	22	21	20	21	20
確保方策(B)	22	21	20	21	20
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境が必要とされています。こうした需要に対応するため、安心して子育てができる環境を提供していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）

【 概要 】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

(単位：人／年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	低学年	71	46	52	59
	高学年	0	18	18	21

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人／年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)		87	90	83	78	75
	1年生	27	25	20	17	20
	2年生	19	27	24	20	17
	3年生	18	14	20	18	15
	(低学年 計)	64	66	64	55	52
	4年生	18	15	12	17	15
	5年生	5	9	7	6	8
	6年生	0	0	0	0	0
	(高学年 計)	23	24	19	23	23
確保方策 (B)		87	90	83	78	75
	1年生	27	25	20	17	20
	2年生	19	27	24	20	17
	3年生	18	14	20	18	15
	(低学年 計)	64	66	64	55	52
	4年生	18	15	12	17	15
	5年生	5	9	7	6	8
	6年生	0	0	0	0	0
	(高学年 計)	23	24	19	23	23
差引 (B) - (A)		0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

利用ニーズには、今後も現定員数で対応できるものと思われます。現時点では5年生までが対象となっていますが、今後、状況に応じて対象学年の拡大を検討していきます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

【 概要 】

家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に宿泊を伴って一時的に子どもを預かるショートステイ事業と、家族の残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かるトワイライトステイ事業です。

【 現状 】

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ショートステイ 年間延べ利用日数	0	0	0	0
トワイライトステイ 年間延べ利用日数	0	0	0	0

【 量の見込みと確保方策 】

① ショートステイ

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	15	15	15	15	15
確保方策（B）	15	15	15	15	15
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

② トワイライトステイ

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保方策（B）	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

支援を必要としている家庭を利用につなげることで、育児が継続できるよう支援していきます。また、トワイライトステイ事業は当町においては現在実施しておりませんが、今後、住民ニーズ等状況に応じて検討していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

保健師が、生後120日までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【 現状 】

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ訪問件数	38	43	44	37

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	30	30	28	28	27
確保方策(B)	30	30	28	28	27
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

少子化や核家族化により孤立したり、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が、不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために全戸訪問につとめていきます。また、相談支援については、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、事業内容を充実させていきます。

(6) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【 現状 】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ派遣人数	2	2	3	2

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	2	2	2	2	2
確保方策(B)	2	2	2	2	2
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

乳児家庭全戸訪問事業等で養育に関する支援が必要と判断される家庭に継続的に訪問し、指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施が確保されるよう支援していきます。また、相談支援や育児・家事援助を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。また、子育て及び子育て支援に関する講話を実施しています。

【 現状 】

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用件数	0	10	23	21

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	35	40	45	52	57
確保方策(B)	35	40	45	52	57
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

利用者のニーズに沿った地域子育て支援拠点を確保し、妊娠期の方、乳幼児とその保護者が孤立することなく子育てをできる環境を整備していきます。

今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として周知を図りつつ、運営の質的向上を図っていきます。

(8) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に保育所、地域子育て支援拠点その他の場所等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【 現状 】

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かりの 年間延べ利用件数	0	0	0	0
その他定期的な利用の 年間延べ件数	0	0	0	0

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	0	144	144	144	144
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かりの 年間延べ利用件数	0	0	0	0	0
その他定期的な利用 の年間延べ件数	0	144	144	144	144
確保方策 (B)	0	144	144	144	144
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かりの 年間延べ利用件数	0	0	0	0	0
その他定期的な利用 の年間延べ件数	0	144	144	144	144
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

一時預かり事業は、1号認定による利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、実施について検討をしていきます。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 現状 】

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用日数	1	0	0	1

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1	1	1	1	1
確保方策（B）	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

ニーズに適切に対応しつつ、引き続き事業関係者との連絡調整及び共通理解を図り、事業を実施します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 現状 】

（単位：人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
育児支援総数	15	28	12	0

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	12	12	11	11	10
確保方策（B）	12	12	11	11	10
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

多様化するニーズに適切に対応するため、講習会の実施等により提供会員の資質向上を図ります。

今後も、活動件数の増加に向けて、活動内容の充実を図りながら提供会員の確保に努めます。

(11) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【 現状 】

(単位：回／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検診回数（延べ）	364	359	437	372

【 量の見込みと確保方策 】

(単位：受診対象者数：人／年 健診回数：回／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	30	30	28	28	27
検診回数（延べ）	360	360	336	336	324
確保体制	三重県内の妊婦健康診査実施医療機関で受診可能。 0歳児の人口推計から算出。 母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦健康診査を継続実施していく。				

【 今後の方向性 】

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。

(12) 産後ケア事業（新規事業）

【 概要 】

母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後の心身の不調または育児支援を必要とする産後概ね１年までの産婦と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。度会町においては、宿泊型、通所型、訪問型の事業を行っています。

【 現状 】

（単位：人／年）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者 実人数	宿泊型	1	0	0	1
	通所型	0	0	0	0
	訪問型	0	0	0	0

【 量の見込みと確保方策 】

（単位：人／年）

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）		4	6	7	9	9
	宿泊型	2	2	3	3	3
	通所型	1	2	2	3	3
	訪問型	1	2	2	3	3
確保方策（Ｂ）		4	6	7	9	9
差引（Ｂ）－（Ａ）		0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

病院等外部委託しながら、上記の事業を継続し、安心して育児ができるよう支援をしていきます。

(13) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

【 概要 】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、令和4年度より、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・ 伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・ 経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）

【 今後の方向性 】

今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 今後の方向性 】

今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進めます。

また、類似した事業である養育支援訪問事業の実施状況を勘案し、位置づけの変更なども含めて検討していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 今後の方向性 】

今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進め、関係機関との連携を強化します。

(16) 親子関係形成支援事業（新規事業）

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 今後の方向性 】

今後、他自治体の先進事例を参考に検討を進め、関係機関との連携を強化します。

(17) 乳児等通園支援事業（新規事業）

【 概要 】

すべての子育て家庭に対して、就労に関係なく子どもを保育所に預けられるようにする事業です。（0歳6か月～3歳未満が対象）

令和8年度からの給付制度化に向けて、国から本年夏頃以降示される予定の量の見込みの算出等の考え方の動向に注視しながら、受け入れ体制を整備するものとし、必要受入時間数、必要定員数を算出しました。

【 確保策 】

（単位：必要受入時間数：時間／月 必要定員数：人／月）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
〈必要受入時間数〉		118	113	110	107
0歳		55	51	51	49
1歳		49	49	46	46
2歳		14	13	13	12
〈必要定員数〉		3	3	3	3
0歳		1	1	1	1
1歳		1	1	1	1
2歳		1	1	1	1

【 今後の方向性 】

令和8年度からの給付制度化に向けて、国から本年夏頃以降示される予定の量の見込みの算出等の考え方の動向に注視しながら、受け入れ体制を整備します。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私立幼稚園（新制度園を除く）に在籍する子どもの保護者に対して施設に支払った給食費のうち、副食材料費に相当する額を助成する事業です。

第6章

計画の推進に向けて

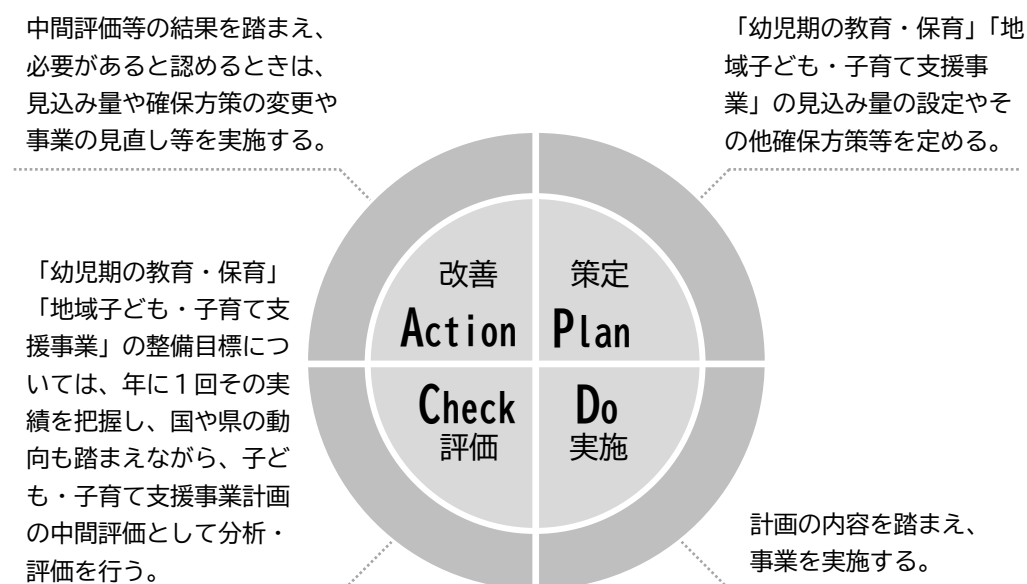
1 計画の推進体制

計画の基本理念である「みんなで見守り育み、自然とともに わたらいっ子」を目指すためには、住民の皆さんによる共創のまちづくりが、将来、「このまちに住んで幸せ」と未来の住民に対して誇れること、そして次の世代へその幸せをつないでいくことが重要です。

2 計画の進捗管理

本計画（Plan）の所期の達成を得るためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「度会町子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、それに対する意見を関係機関や団体などから得て、その後の取り組みの検討を行い、必要がある場合には見直しを行いながら、計画を推進します。



3 「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえた進捗方策

(1) 認定こども園の普及について

現在本町に認定こども園はありませんが、今後の人口減少に伴い、保育所の統廃合について検討が必要となる場合には、利用者のニーズも踏まえながら、認定こども園としての整備についても視野に入れて協議を行います。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育について

就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、町内各園を対象とした研修等を定期的に行い、教育・保育の質の向上に重点的に取り組めます。

また、関係機関、関係団体などとの連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

(3) 保小中連携の取り組みの推進について

本町においては、就学前から小学校、小学校から中学校への円滑な接続を目的として、「発達支援ネットワーク会議」を設置しています。小学校の先生が保育所の年長クラスを参観し、保育士との情報共有を行うことで、保育所からの円滑な就学ができるよう取り組みを進めています。また、小学校から中学校への進学の際も、教員間での情報共有を通じて円滑な接続に取り組んでいます。

今後も本事業を継続して実施し、幼児・児童の豊かな社会性を育むよう取り組みます。

(4) 施設等利用給付の円滑な実施について

子育てのための施設等の利用給付の実施にあたっては、公正かつ適切な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、給付方法の検討を行います。

(5) 三重県との連携について

地域のニーズに応じた子育て施策を推進していくため、各種事業の推進をはじめ、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や講師について、常に県からの情報把握に努めるとともに、必要に応じて連携を行います。

4 「放課後児童対策パッケージ」の推進について

「放課後児童対策パッケージ」とは、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破することを目的として、放課後児童クラブの待機児童の解消や、放課後児童クラブの提供などの視点を盛り込んだ、放課後児童対策のための総合的な政策パッケージです。その理念や目標は、厚生労働省と文部科学省の連携の下に策定された「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）、および「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月策定）を引き継ぐものであり、「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度末で終了したことに伴い、今後は本パッケージを活用して、市町村においても放課後児童対策を推進していくことが求められています。

教育委員会では、多様な居場所づくりを推進するため令和4年度から「わくわく寺子屋」を実施しています。わくわく寺子屋では地域の大人の方々に先生になってもらい様々な体験学習を行っています。プログラミングをしたり、地元の米やお茶について体験的に学習したり子どもたちが地域の方々と関わりながら様々な学びの機会に接することができます。

このような活動を通して、子どもたちが将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長することを目指しています。

放課後児童クラブが、単に子どもを放課後に預かるだけでなく、社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図り、子どもの体力づくりなど健全育成を図る役割があるということを認識し、町のホームページや広報紙を活用し、放課後児童クラブの内容に関する周知を行いながら、利用の促進を図っていくものとして検討を進めていきます。



資料編

1 用語解説

【あ行】

育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業のほかに、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

一時預かり事業

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる事業。

延長保育事業（時間外保育事業）

就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため保育所の開設時間を延長し保育する事業。

【か行】

教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、児童福祉法に規定する保育所をいう。

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が疾病・出産・看護・出張・学校行事等の社会的理由や、育児不安・育児疲労による精神的負担の軽減が必要な場合などで、家庭での子どもの養育が困難となったときに、一時的に施設で保護をする。

子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する、子ども及び子どもの保護者に対する支援。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成26年度末までの時限法として平成17年4月1日から施行されたが、引き続き、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させる必要があることから、平成26年に法改正により10年延長された。

児童

法律により定義が異なり、学校教育法では満6～12歳までを学齢児童、児童福祉法では、満18歳未満を児童と定義する。なお、本文中では、法的、専門的な記述については「児童」、その他については「子ども」という表現を用いている。

児童館

児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一種で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

少子化

子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題となっている。

【た行】

地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

【な行】

認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないに関わらずすべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士がともに育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持つ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

【は行】

パブリックコメント

市町村の基本的な施策などを策定する過程において、事前にその案を公表し、市民誰もが意見を述べる機会を設け、それに対する市町村の考え方を公表していく一連の手続き。

病児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室などにおいて看護師等が緊急的な対応などを行う。

ファミリー・サポート・センター事業

「子育ての援助をしたい人」と「子育ての援助をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する。

放課後子供教室

小学校施設等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施する事業。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、児童の健全な育成を図ることを目的とする事業。

【ら行】

療育

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、社会的自立生活に向けて、身体面・精神面等の機能を高めるべく、かつ社会的自立生活に向けて、医療的配慮のもとで育成されること。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。

2 度会町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 20 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第 1 項の規定に基づき、度会町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第77条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

(委員及び任期等)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 関係行政機関職員
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健こども課において処理する。

（報酬及び費用弁償）

第9条 町は、委員及び補欠の委員に対し、度会町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年度会町条例第33号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

（秘密の保持）

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月11日条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

3 度会町子ども・子育て会議委員名簿

氏名	役職名	備考
大野 原徳	町議会総務住民常任委員会 委員長	委員長
春木 淳志	度会小学校 校長	
辻井 良孝	度会中学校 校長	
加藤 圭剛	放課後児童クラブ主任指導員	
永江 恵	わたらい子育てボランティアの会 会長	
玉丸 宏二	主任児童委員	
岡谷 恭代	主任児童委員	
谷崎 正純	三重県立特別支援学校玉城わかば学園 特別支援教育コーディネーター	
加藤 恵美	度会町養護部会代表（度会小学校）	
高橋 智章	度会町社会福祉協議会 局長	
中井 均	教育委員会事務局 局長	
山下 喜市	みらい安心課長	
小林 なつみ	度会町保育所長代表（長原保育所長）	
作野 和幸	子育て支援センター長 （兼保健こども課長）	
下田 未来	町保健師	

4 策定経過

年 月 日	内 容
令和6年 6月18日	第1回 度会町子ども・子育て会議 (1) 第3期子ども・子育て支援事業計画について
7月3日～ 7月16日	ニーズ調査の実施
10月3日	第2回 度会町子ども・子育て会議 (1) 第3期子ども・子育て支援事業計画骨子案について
10月29日	中学生ワークショップの実施
12月20日	第3回 度会町子ども・子育て会議 (1) 第3期子ども・子育て支援事業計画素案について (2) 計画の基本理念について
令和7年 1月20日～ 1月31日	パブリックコメントの実施
2月18日	第4回 度会町子ども・子育て会議 (1) 第3期子ども・子育て支援事業計画（案）について (2) その他

第3期度会町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 度会町

編集 度会町保健こども課 こども・障がい係
〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋 1215-1

T E L : 0596-62-2413

F A X : 0596-62-1138

